

## 1 教育委員会関係分

### (1) 付託事件審査

#### ①議案第75号 令和2年度光市一般会計補正予算（第10号）（教育委員会所管分）

説 明：教育総務課長 ～別紙

#### 質 疑

##### ○河村委員

修学旅行のキャンセル料なのですが、旅行社で費用については予約等をお願いしていると思うのですが、要はキャンセル料が発生する、せんという問題と、今ちょうどG o T o トラベルか何かで国が補填しようかという話があるくらいなのですが、もうちょっと状況を詳しくお知らせいただけますか。

##### ○河本学校教育課長

今、修学旅行のキャンセル料に関しての質問をいただきました。

この修学旅行のキャンセル料につきましては、その内訳として企画料の負担を誰が持つのかというところが非常に不透明な部分がありまして、その企画料に関する補償金、これが54万5,000円という形で今回御審議いただく内容になりますので、この企画料がしっかり担保できれば、キャンセル料全てをお返すことが可能になるというふうに捉えております。

以上です。

##### ○河村委員

全部の小中学校の企画料をとというらまえ方でええんですか。それともどこか特定の学校の企画料と捉えるのか。

##### ○河本学校教育課長

基本的には発生しております全ての学校の企画料という形になります。

企画料につきましては小学校のほとんどがかかっておりませんでした。一部、企画料の発生している学校もありますので、そちらへの補填は今回の補正で考えております。

中学校は全ての学校に企画料がかかっております。小学校は11校中、1校のみ企画料がかかっておりますので、その補填を行うということになります。

##### ○河村委員

毎年、学校はどこに行こうか、あるいは中身についてどうしようかという選択をしているわけじゃないじゃないですか。例年どおり、今年もどこそこへ行こうというような発想だと思いますが、普通は。だから、企画料が発生することが、ちょっとぴんと来ないんです。最初は全部の学校の修学旅行についての企画料だというふうに受け止めたんですが、どうも後の答弁はそうじゃない、特定の学校だとかこういうふうに今言い換えられ

たように思うんですが、もうちょっとストレートにできます。

○河本学校教育課長

企画料に関しましては、旅行業者のほうと学校とのやり取りで発生するものでありまして、中学校5校については全ての学校において企画料が計上されておられました。小学校に関しましては、1校につきまして、児童数の多さといいますか、その人数的な面も考慮されてどうしても企画料を計上したいというふうに業者のほうの思いがあったようで、今回このような形になったと伺っております。

以上です。

○河村委員

ホテルの予約のキャンセルとかそういうのを含めたというらまえ方でいいんですか。

○河本学校教育課長

ホテルのキャンセル料については全て発生していない状況がございまして、この旅行自体の企画の料金という形になります。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

(2) その他(所管事務調査)

※報告事項

①光市学校施設長寿命化計画(案)中間報告

説 明：教育総務課長～別紙

質 疑

○河村委員

何となくぴんと来るところもあるんですが、要は小中一貫校とこの施設整備のリンクといいますか、どういうふうにして進めていくというのが、まだぴんと来ないところがあるんで、その辺はどういうふうにお考えなんですか。

○升教育総務課長

小中一貫教育とこのたびの長寿命化計画の関連性といったような御質問かと存じます。小中一貫校の推進、光市の学校の在り方等につきましては、今まで基本構想でお示しをしておりますけれども、今回、お示しをした長寿命化計画というのは、関係はございますが、あくまで施設の計画となります。ですので、これから小中一貫教育が進んでいく中で光市が目指す学校施設と学校の在り方というのが決定をしてくれば、こちらの長

寿命化計画はそちらに合わせて適宜見直しを行っていくということで考えております。  
以上でございます。

#### ○河村委員

今までも耐震をやったり、今回はトイレの改修だと、どうもずっと一環した流れでないところがあるんです。どうもそのあたりをきちっと整理をしていかんにゃいけん、恐らくこれで整理をして長寿命化でやっていこうという考えなんじゃろうと思うんですが、その前段の整理をしっかりつけておく必要があると思いますので、よろしく願いしたらと思います。

それから、過去5年間の要は整備金額の平均が3.8億円だと、こういう話ですが、市内の小中学校の維持管理費について、私は常に光井の学校をあれしていますが、体育館にしても校舎にしてもほとんど維持管理費をかけていません。もう体育館なんかちゅうのは、横の壁がさびて穴が空くぐらいのところまで維持管理費をかけていない。じゃあ、3.8億円というのはどうやって出したんか。要は学校が将来にわたって、大規模改修をやるときに8億円ですから3倍かかります、10億円じゃから何倍かかりますちゅうんじゃないくて、適正な維持管理費というのは一体幾ら要るんかという数字から弾いていかないと、過去5年間ほとんどきちんとした整理もつけていないのに、それを基準にしてやろうというのが、どうもそこがピンとこんのです。その辺はどうですか。

#### ○升教育総務課長

委員からは維持管理費等のお尋ねをいただきました。確かにこちらの計画に書いてありますように、本市の対応については今まで問題が発生してから対応するという事後保全型というような形で進んできたのも事実の一面でございます。そうしたことから問題が発生をして対応をするということにはなっておりますけれども、そちらについてはこちらの計画に記載しておりますように、計画的な修繕等によりまして今後は要望していくと、その結果、トータルを中長期的に見ると維持管理費が軽減されていくというような方向で進めたいと思います。

また、3億8,000万円はどこから出てきたのかというお尋ねでございます。12ページのほうに詳細を掲載しておりますけれども、この枠の中の一番下の3億8,100万円というところが根拠ではございますが、その中で一番大きいのが一番上の施設整備でございます。こちらにつきましてはここ5年間行っておりました屋上防水工事でありますとか、トイレ改修工事等の経費を含んでおります。こちらにつきましては本市が過去5年間で維持管理費といいますか、教育の分野に投資をする額が幾らであるかということに基づいて一定のルールで計上いたしております、その平均が3億8,000万円ということでございます。

以上でございます。

#### ○河村委員

ちょっとポイントがずれていると思うのは、現状の建物についてこういうふうに全部

がありますというのが1つあって、通常は建設費が幾らで、償却的な考え方をしていけば、何ぼずつは償却分については投資をせんにゃいけないのだと、維持管理に、そういう考え方が一方じゃあると思うんです。過去5年間のこういうことをやってきたからそれでいいんだという、どうもその、要は3.8億円のきちっとしたとらまえ方ができていないのかなと、そこはどうですか。

#### ○升教育総務課長

確かに、施設の修繕等に関しては委員が言われるように例えば前の年に減価償却分を積み立てて、それを充てていくとか、そういったことが公会計とかの考え方でも進んでいるようなところではございます。しかしながら、今回この計画で挙げさせていただいた3億8,000万円というのは冒頭に少し申し上げましたけれども、文部科学省が示しております、この計画の策定の仕方というものに基づいて全国ある程度一定のルールで作ることとなっております、その中で財政制約ライン、どれぐらい本市の財政状況を踏まえて今後投資をしていけるか、現実的な数字を出すというところで5年間の決算額の平均をこちらに充てるということで策定をしております。

以上でございます。

#### ○森戸委員

ちょっと直接関係のないことかも分からないんですが、改修をしたりという点でちょっとお尋ねをするんですが。例えばトイレの洋式化がありますよね、これは新聞報道では光市は35.2%ということなんですが、これは光市のトイレの洋式化の考え方は100%を目指しているんですか。それによって改修費とか維持管理のコストも含めて大きく変わってくるかと思うんですけど、その辺はどこまでを目指しているんですか。

#### ○升教育総務課長

トイレの洋式化に関するお尋ねをいただきました。どこまで整備をするかということですが、今回の調査では35.2%ということでしたが、数年前はかなり下位のほうにありました。そこで、緊急的に子供たちの教育環境、トイレの環境を改善したいということで、加速度的に取り組んでまいりました。

その中で、光市の方針といたしましては、少なくとも学校のどこかで洋式トイレが活用できる、そういった状況をまず整えたいということで、各校1棟ずつ進めてまいりました。また、複数棟ある学校については児童等の利用頻度も考えまして、普通教室がある棟を優先的に進めてまいりました。そういったことで進めてまいりましたが、今回の補正予算で計上させていただいた6校、設計と工事で3校ずつ挙げさせていただいておりますが、これが終了すれば、ほぼ普通教室棟は整うというふうに思っております。

#### ○森戸委員

いや、だからトイレが何個あるか知らないんですけど、個数が、その洋式化率というのが35.2%の話だと思うんですが、だから、どこまでを目指すんですか。数字で言っ

ていただくと分かりやすいんですが、要は100%なら100%分のお金がかかるし、例えば洋式化をすることで要は広く取らんとはいけませんよね、スペースを。物理的になくなっていくものも増えていくものもあるかとは思いますが、そのラインをどこに目指すのか、数字でちょっと大体のところを示してほしいんですけど。

○升教育総務課長

具体的な数字というお尋ねをいただきました。現在、当市のほうで掲げている数字というのは教育振興基本計画というのがございますけれども、その計画で令和3年度末で45%という目標を掲げております。こちらにつきましては、先ほど申し上げた補正で今回計上させていただいた6校分が順調にいけば令和3年度で完工する見込みでおりますので、その時点でいきますと50%台の後半にはなろうかと思えます。

100%を目指すのかというお尋ねでございますけれども、こちらの国の数字には校舎、また体育館、プール、屋外トイレ等全てが含まれております。ですので、これを全て100%やっていくというのはなかなか難しいことだと思っております。長寿命化で小中一貫教育校の在り方とかその辺も含めてこれは総合的に考えていかないといけないというふうに認識しております。具体的に今の本市が持ち合わせている数字は令和3年度末の45%という数字でございます。

以上でございます。

○森戸委員

いや、だから何個あって、これが何個なんかねと聞いているんですけど、45%で。じゃないとその45%のところ分からない。

○升教育総務課長

実際の基数というお尋ねだと思います。45%という数字はパーセントの目標でございますので基数は難しゅうございますが、先ほど委員にお示しいただいた国の調査、今年の9月1日現在の調査で申し上げますと、全体で559基ございまして、洋式便器が197基、和式が362基、こちらで洋式化率が35.2%となっておりますのでございます。

以上です。

○森戸委員

国はこのトイレの洋式化についてはどこまでを求めているんですか。その基準があれば示してほしいんですけど。

○升教育総務課長

これは今月の11日、まだこれは閣議決定の段階ではございますけれども、国のほうは国土強靱化ということで、公立小中学校の約136万基の便器を対象とした洋式化率を、中長期の目標として95%という数字を掲げております。

以上でございます。

○森戸委員

その国の目標に向けて光市は目指していくんですか。それとも要は財政的な部分もありますし、人口も減少していきますから、そこまでやる必要性があるのか、ないのかも含めて検討をする必要があると思うんですが、その辺のところはいかがですか。要は整備コストの低減、維持管理コストの低減という意味合いで言っているだけなんですけど。

○升教育総務課長

委員からはどこまで整備していくのかということの御質問をいただきました。確かに、委員言われるように今後100%、数字のみを追いかけて二重投資のようなことになってはいけませんので、そのあたりは今後の学校施設の在り方、どうやって進めていくのかというのを先にしっかりとフレームを作って、それから検討を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○森戸委員

よろしく願いいたします。

○委員長

その他ございませんか。

なければ、その他、教育委員会関係分に係る事務について、執行部に質しておきたい件がありましたら、順次、ご発言を願います。

○中村委員

不登校児童生徒についてちょっとお聞きしたいんですけども、今までも委員会で何回か取り上げられてきているとは思いますが、私、新人なもので、しかもこういうコロナ禍の中ということもあって、改めて現在の不登校児童生徒の状況と市としての不登校児童生徒に対する対応の状況を聞きたいと思っております。お願いします。

○河本学校教育課長

それでは、本市の不登校の状況と対応に関してお答えいたします。

まず、最初に不登校児童生徒の現状についてですけれども、令和元年度につきましては小学校10名、中学校48名となっております、これは近年含めまして国、県の状況と同様に増加の傾向が見られています。

その対応に関しましては、本市では今大きく4点を柱として進めております。まず、1点目が各学校での取組になりますが、欠席1日目には電話連絡を、欠席連続の2日目には家庭訪問を、欠席連続3日目にはチームでの対応を行う、心をつなぐワン・ツー・スリー運動、この徹底を進めております。

続きまして、2点目、本市独自のスクールライフ支援員によります学校内外での一人

一人の状況に応じたきめ細かな支援を行っております。

3点目として、スクールカウンセラー、さらに心療カウンセラーによる児童生徒や保護者へのカウンセリング、さらに専門的な助言、また併せて実際の対応に入る教職員への専門的な助言、さらに研修、これも大きな柱として行っております。

さらに、4点目、社会福祉士や精神保健福祉士の資格をお持ちのスクールソーシャルワーカーによりまして、児童生徒を取り巻く環境の改善、環境を変えていく、そのような取組にも今注力しているところです。

また、本年度からでございますが、関係機関との連携も強めまして、不登校児童生徒の将来的な社会的自立に向けまして、学校に捉われることなく、学校外で学びとか、関わりの場を提供する、「あそび場ひかり」というものも実践をしております。この「あそび場ひかり」を行うことで、家庭も含めた包括的な支援を行ってまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

#### ○中村委員

ありがとうございます。不登校になるには様々な家庭の状況とか、個人の状況とかいろいろあるとは思いますが、今からもそういうこの対応を続けていくということによってよろしいでしょうか。

#### ○河本学校教育課長

状況等もしっかり踏まえながら、今の取組はさらに充実徹底させていきながら、また子供一人一人に応じた新たな対応等についても調査研究を進めてまいりたい、そのように考えております。

以上です。

#### ○中村委員

分かりました。一概にこれという対応策は難しいかもしれませんが、私も子を持つ親として、少しでも不登校児童生徒がなくなっていく、そして楽しく学校生活を子供たちに送ってほしいということを今すごく思っているのです、これからも一層の対応をよろしくお願ひしたいと思ひます。

ともに、これからも僕個人としても注視していきたいと思ひます。ありがとうございます。

#### ○森戸委員

学校の立地についてお尋ねをしたいと思ひます。これもさっきの長寿命化計画とか、今後の適正配置等についても関連をしてくると思ひますが、土砂災害のイエロー、もしくはレッドになっているところが学校の中であれば、教えていただけますか。

#### ○升教育総務課長

学校の立地についてのお尋ねと存じます。土砂災害警戒区域ということで、こちらの区域は県知事が法律に基づいて指定をするということになっております。

本市の小中学校の敷地がこの警戒区域になっているところにつきましては7校ございます。

以上でございます。

○森戸委員

そこまで言うなら、7校がどこかというところを教えてください。

○升教育総務課長

失礼いたしました。島田小学校、上島田小学校、光井小学校、塩田小学校、室積中学校、光井中学校、島田中学校。

以上でございます。

○森戸委員

そのどこの部分がどうなんだというのを聞かないと分からないんですけど、だから、体育館だけなのかとか、校舎にもかかる分があるのかとか、その学校によってイエローなのかレッドなのか、その辺のところ。

○升教育総務課長

それぞれの学校の状況ということでお尋ねをいただきました。なかなかちょっと言葉で表現するのは難しいですが、例えば、いわゆるレッドゾーンについては、いずれも一部がかかっておるような状況です。校舎がかかっておるのが光井小、塩田小、グラウンド、敷地等がかかっておるのがその他の5つの学校になります。また、イエローについては上島田小学校については全部、一部かかっておりますのが校舎については光井小、島田小、塩田小、室積中、島田中で、光井中については武道場が一部かかっております。

以上でございます。

○森戸委員

今、イエローかレッドのところ、避難所としてなっているところはどこですか。ここで聞いてええものかどうか分かりませんが。

○升教育総務課長

光市内の市立小中学校の体育館、武道場については避難所に全て指定されております。

○森戸委員

じゃあ、イエローとレッドの部分の指定をされたのが何年でしたか。二十六、七年でしたか。それを受けて、要は指定をするときに学校がこういう状況にあるということで、何らかの対策を取る必要があるのかないのか。その辺のところは例えば県なり国なり、

どういふふうにご考慮されておられるんですか。

○升教育総務課長

どのような対策が取れるかということでございます。指定されたのは平成20年代の中盤あたりだったと記憶をしておりますけれども、学校といたしましてはそういった危険な区域ということでございますので、まず児童生徒、教職員の安全を図るということで避難の計画を立て、避難訓練を実施する、そういったソフトの対策を今行っているところでございます。

以上でございます。

○森戸委員

いや、ソフトは分かるんですけど、ハードの対策についてはこのままの状態でもええもんなんかどうかを含めて、何か指針とか考えとかそういうものがあるんですか。

○升教育総務課長

学校施設自体の改修というようなところにつきましては、現在のところ考慮しておりません。

先ほども申し上げた繰り返しになりますけれども、そういった土砂災害の危険が迫った際には、早め早めに避難をするというそういった対策になっております。

以上でございます。

○森戸委員

早めに避難するという事は分かるんですが、実際にそういうところが避難所に指定をされていたりするんですか。もう1回確認ですけど。

例えば、上島田小学校は上島田地区の指定避難所は島田中学校なんです。本来なら三井は三井小学校、上島田は本来は上小がふさわしいと思うんですが、先ほどのお話でイエローということで避難所になっていないんだらうと思われんですけれども、こういう部分のハード的な対策自体はしなくていいんですか。

○升教育総務課長

避難所に関するお尋ねでございます。

指定については、例えば土砂災害でありますとか洪水でありますとか高潮でありますとか、その災害によって指定されている、指定されていないというのがございます。お尋ねの上島田小学校については土砂災害のときには避難所としては不適であるというふうに認識をしております。

ハードの整備についてでございますけれども、こちらは土砂災害対策ということになりますと、本来の事業主体は県になるのではないかとこのように考えております。

以上でございます。

○森戸委員

事業主体は県になってもいいんですが、要はそういうこと自体を今後考えて長寿命化とか適正配置とか、その辺を考えていく必要性があるんじゃないかと思うんですが、いかがですか。

○升教育総務課長

まさに委員仰せのとおりで、長寿命化計画の中にも記載をしておりますけれども、各地域の固有の事情というような表現をしておりますけれども、そういったハザードの状況でありますとか、そのあたりは今後考えていく中で十分検討してまいりたいと考えております。

○森戸委員

長寿命化計画の中の39ページに、災害等の避難所や社会体育施設として活用されており、今後の活用についても考慮する必要があるというふうに書いてありますので、やはり最低限、その辺はよく考えないといけませんし、やはりその辺はこういう状況なんだということを利用者にも分かっていたいただく必要があろうかと思えます。体育館とかは。それはハザードを見れば載っているじゃないかと言われるかも知れませんが、そもそもがそういう危険性があるんですから、やはりその辺はちょっと考えていく必要があるかなと思えますので、御検討をよろしくお願いします。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・・・

○森戸委員

新聞報道等の話で、トイレの洋式化の報道の中で、要は東日本大震災を機に高齢者や障害者が使いやすい洋式のトイレ、体育館は避難所となりますから、体育館に整備する重要性も文科省は指摘をしておるわけなんですけど、先ほどの長寿命化計画の中でも、災害等の避難所や社会体育の施設として活用されているということで、今後の活用について、要は社会体育や避難所として利用するトイレ、その洋式化については現状はどうなっているんですか。

○升教育総務課長

現状のお尋ねでございます。

先ほど申し上げた今年の9月1日の国の調査時点で申し上げますと、体育館、武道場には全部で46基ございますけれども、このうち洋式化をされておりますのは3基でございます。

以上でございます。

○森戸委員

ちなみにどこなんですか。

○升教育総務課長

申し訳ございません、持ち合わせておりません。

○森戸委員

例えば、上島田小学校なんかですと、トイレ自体が小のほうだと子供仕様なんです。なかなか地域スポーツとしてもかなり利用頻度も高いですから、その辺はやっぱり小も含めて洋式化も含めて、トイレの整備に関してはしていく必要があるかと思うんですが、その辺はいかがですか。今後何らかのそのの部分についての計画というのはあるのかないのか。

○升教育総務課長

委員お示しのとおり、今、体育館については児童生徒の利用に加えまして避難所、または社会体育の利用というのもございます。一方で、先ほども申し上げたような状況でございますので、こちらの整備については避難所の機能向上という面も含めて検討していく必要があると思います。

ただ現時点では、具体的な計画等は持ち合わせていない状況でございます。

以上です。

○森戸委員

学校だけではなくて、体育施設の整備の再編にも関わってきますから、やはりどちらかを整理していけば、自然とそういう学校の施設利用というのは高まってくるだろうと思いますので、どっちがお得かというのは分かりませんが、そういう方向性に今後はなってくるだろうと思いますので、こちらの整備というのは私は進めていく必要があるのかなと思いますので、ぜひ御検討をお願いいたします。

それと、公共施設の総合管理計画についてお尋ねをいたします。

教育委員会所管で総合管理計画に掲げてあるものの中で、保有量が増えたか減ったかというのどうなっていますか、計画策定時から。40年計画だとは思いますが、その辺のところはいかがですか。トータルのお話です。

○国広文化・社会教育課長兼人権教育課長

清山のところにありました青少年ホーム、あちらのほうは解体ということで、減ったというところの方向のものにはなろうかとは思いますが。

以上です。

○森戸委員

今のところはそれだけですよね。

それと、公共施設管理計画の中で何個か掲げてあるので、現状についてお尋ねしたいと思うんですが、虹川集会所及び三輪の集会所等については、利用状況を踏まえ地域へ

の譲渡や近隣の公共施設への機能集約を検討するというふうに掲げられているわけなんです。それについてはいかがですか。何か動きがありますか。

○国広文化・社会教育課長兼人権教育課長

虹川の集会所につきましては、平成30年の西日本豪雨災害によって水位の上昇があり、建物の基礎部分からいきますと1 mぐらいの高さのところまで水位が上がって、建物の中が浸水したという被害がございました。

現状でいきますと、修繕について虹川集会所はいたしておりません。これは先ほど委員さんのおっしゃられた光市の公共施設等総合管理計画によって地元への譲渡か用途廃止といったところの一定の整理の中で行っていかねばいけないものだろうというふうに考えております。

地元の方には大変御迷惑をおかけしておりますが、自治会も含めまして、現在は周防のコミュニティセンターを活用していただいているという状況でございます。

それから、公共施設等の総合管理計画に基づいて、今年8月に光市の方向としては用途廃止、もしくは地元への譲渡というところを考えておりますという趣旨の住民説明会を開かせていただきました。

10月に自治会の方に光市からの要望を議題に自治会のほうはどうするのかという臨時総会を開催していただきました。その結果として地元への譲渡でなく、用途廃止の方向でというお答えをいただいておりますという状況でございます。

以上です。

○森戸委員

用途廃止ということなんですが、どれぐらいを目安にやられるわけなんです。その辺がスケジュール的なものが分かれば。

○国広文化・社会教育課長兼人権教育課長

用途廃止という方向にはなろうかとは思いますが、まずは土地、建物を含めて教育委員会以外の所管でその場所、建物の利活用があるかというところを今現在伺っておる状況でございます。その利活用がないという方向になれば、建物の解体を含め、今から行っていきたいということを考えております。

また、三輪集会所におきましては、これも同じく虹川の集会所と同様でございますけれども、地元への譲渡もしくは用途廃止というような方向性が考えられると思っております。こちらのほうも利用者、それから管理人を含め周りの方にそういった形のことを今アナウンスしているというような状況のところまでいっておるところでございます。

以上です。

○森戸委員

この虹川に関する動きについては、地元に対する説明、前任者の方から丁寧に進めら

れておるといことは聞いておりましたので、新しい課長になられてかなり進んだなどというふうに思いますので、引き続きよろしく願いをいたします。

それと、スポーツ施設についてお尋ねをいたしますけれども、公共施設の利用状況だけじゃなくて、市内の民間施設等の利用状況等も考慮した上で学校体育館等を含めスポーツ全体での施設と機能の再編を検討しますというふうに書いておるわけなんです、これについてはどのような、この計画策定から3年経とうとするわけなんです、その間にどのようなことをされてきたのか、その辺のところをお願いいたします。

#### ○村崎体育課長

おはようございます。議員申出の公共施設とそれから民間施設との兼ね合いでございますが、民間のプールの運営が来年の3月でなくなるとか、ちょっと今いろんな意味で民間施設も動いている状態でございますので、計画策定から3年ということでございますが、今、県のスポーツ交流村、市施設も含めてそういった再編といいますか、施設の在り方自体も今コロナ禍等もございましていろんな形で具体的な検討ができていないというのが現状でございます。

以上です。

#### ○森戸委員

コロナを理由にというのは分かるんですが、それ以前の段階でどうするのかというのがもうやっておかないといけない話だと思いますので。例えばスポーツ館がありますよね。これは光市のスポーツ施設の中でも一番古い建物で、四十四、五年ですか、建築から経っていますので、もう減価償却が終わっているということでもあります。具体的に言うと、さっきの長寿命化計画じゃありませんが、体育館等を地域でというふうにシフトしていこうというような話でしょうから、こういう古い施設に関しては、そろそろ何らかの検討が必要じゃないかと思うんですが。実際の利用はどうなんですか。例えば、今、利用されている方の量がどのぐらいで、ほかに移せるのか移せないのか、その辺の部分はその前の段階で調査しているんじゃないかと思いますが、その辺のところはいかがですか。

#### ○村崎体育課長

スポーツ館につきましては、建築当初の目的が体育館のみでなく武道場という形が大きくございます。おかげさまをもちまして、稼働率につきましては、ほぼ8割から9割、柔道、空手、剣道、市内の格技系の団体がほとんどスポーツ館を使っておられます。

また、光市につきましては学校開放も含めてバランスよく各地のスポーツ愛好家に使っていただいております、勤労者体育センター、それからサン・アビリティーズ光、当然ながら光市総合体育館、大和総合運動公園等、それぞれの施設の目的に応じた使い方についてはまだ十分な稼働率が保てると思っておりますので、そこら辺を含めますとなかなか統合とかといったところについては、現時点では難しいと考えております。

以上です。

○森戸委員

いや、書かれているのは体育課が書かれている話だと思うんですけど、この公共施設の再編の部分には。でもそうやってほかの施設の状況を見ながらここに移せるものは移していくというのを1個1個やっていかないと、何ぼ経っても公共施設の統廃合というのは進んでいかないと思うんですけど、どうですか、その辺のところは。

○村崎体育課長

確かに統廃合は必要なものとは思っておりますが、市民の中では、まだ活用が必要と思っておられる方が多数いらっしゃると思います。そのあたりについては、市のほうが統合に向けて、その各地域でスポーツをされている皆さんを動かすというのは、まだ非常に難しいところもあると思います。ただ、備品の関係とか学校開放における種目の変化などにつきましては、具体的な数字は出せませんが、統廃合については、地元からも出ている部分がございますので、そういった辺りは、時間をかけてさせていただけたらと思っております。

以上です。

○森戸委員

まち全体で、光市政の運営ということで、お金がないということで、今回、行政改革の構造改革のプログラムを作られるわけですから、そういう観点で私は聞いているだけなんです。

さらに、この公共施設のマネジメントの中に再編を検討しますというふうに御自身で書かれているから、私は聞いているだけで、その辺も含めてトータルで私は見ていく必要があるかと思えます。やっぱり公共施設の維持、また修繕も含めて相当なお金がかかるということは、先ほど教育委員会が示されているとおりでございますから、ここは聖域のないところで見ていく必要があると思えますし、教育委員会の中で全体で進んだのは、今のところ青少年ホームだけです。一番保有量が多いところだと私は思いますので、厳しく見ていく必要があるのかなというふうに思いますので、その辺のところをよろしく願いをいたします。

公共施設の再編については、以上ですね。

図書館についてお尋ねをいたします。デジタル図書館ということで、市長が掲げられた考え方といいますか、予算化もされておられたと思えますが、その辺の進捗状況が分かれば教えてください。

○前田図書館長

電子図書館の導入状況についてお答えします。

現在、電子図書館は、納入業者の決定を行い、導入契約を締結、導入作業を実施しております。電子図書館は、外部サーバを利用するクラウド型のシステムになっているため、図書館側での作業としては、光市向けの独自設定を確認、送付し、業者側で電子図

書館システムの構築作業を行っている状況です。

また、システム導入と併せ、電子書籍の選書・購入作業を行っており、開始までに複数回の発注を予定しております。現在、約半数の発注確認作業を行っている状況となっております。

電子図書館の開始予定につきましては、当初の予定どおり令和3年1月中旬を予定しております。

以上で終わります。

○森戸委員

引き続き、努力をよろしく願います。

あと、以前にも、かなり前ですけど、質問したことがあるんですが、図書館の書籍の盗難についての状況が分かれば、まず教えてください。

○前田図書館長

図書館における書籍の盗難状況についてお答えします。

毎年2月中旬に蔵書点検を行っております。その際、所在不明となった本については、2年が経過した後、亡失資料として除籍処理をしております。昨年度は、43冊が紛失・不明として除籍処理されております。今後とも書籍の紛失を防ぐとともに、適切な蔵書管理を行ってまいりたいと考えております。

以上です。

○森戸委員

この数自体は、年間で見ると大体こんなものなんですかね。増えているのか、減っているのか、その辺が分かれば。

○前田図書館長

年度によって増減はありますが、平均すると、この程度です。

○森戸委員

対策とすると、何かその対策というのはあるんですか。単純に言うと、レンタルビデオさんみたいな方法も、ブザーが鳴るといいますかね、そういう方法もあろうかと思うんですが、その辺はどうだったんですかね。

○前田図書館長

図書の書籍の盗難については、ICチップ等を埋め込んで管理する方法等があると思いますが、現在、光市においては行っておりません。職員が巡回して書棚を確認する等ぐらいしか、今のところ方法はないと考えております。

以上でございます。

○森戸委員

そういう対策を取っている図書館ってあるんですか。

○前田図書館長

近隣で言えば、下松市立図書館は I C チップを登載しております。  
以上でございます。

○森戸委員

そのお考えはありますか。

○前田図書館長

過去に導入についての検討を行ったことはありますが、I C チップ用の出入口ゲートの設置など、建物の構造的に難しいなどの問題があり、現在、検討は行っておりません。

○森戸委員

分かりました。総合計画の中でも、この図書館みたいなものはどうするかというふうな部分が検討になっているとは思いますが、その辺の状況と兼ね合いがあるんだろうと思いますので、大変な作業だろうとは思いますが、よろしく願いいたします。

それと、9月でしたかね、書籍の除菌機が本館に導入されたと思います。その利用状況が分かれば教えてください。

○前田図書館長

書籍除菌機の利用状況についてお答えします。

今年度寄贈により設置されました書籍除菌機は、本館において令和2年9月1日より利用を開始いたしました。9月から11月まで、3か月の総利用数は419件あり、土日の利用が特に多く、1日平均6人程度、土日など多い日では15人程度が利用されております。

また、大和分館では、こちらも寄贈により設置され、令和2年12月8日より利用を開始しております。

以上で終わります。

○森戸委員

分かりました。今、1日の利用を聞くと多いのかなというふうには、どうなんですかね、分かりませんが、利用される方の話を聞くと、役に立っているよというふうなお声を聴きますので、よかったのかなというふうに思います。

それと、1点だけ気になるのが、図書館自体が、その図書館の目標ということで図書館年報の中でも掲げられているんですが、スローライフ図書館というふうに標榜されておられます。このスローライフ図書館はどういうものなんですか。当然ここに来てゆっくり過ごしていただくというようなことだろうと思うんですが、例えばその滞在時間と

かそういうものは計られているんですかね。スローライフというと、やっぱりそういうことになってくるんじゃないかと思うんですが、その辺はどのように目指されているのか。

#### ○前田図書館長

図書館の利用者のスローライフについてお答えします。

委員御質問のスローライフ図書館とは、光市立図書館運営方針の1項目である、自然豊かで親しみのあるスローライフ図書館を目指すことを目標に図書館の運営を行っております。

現在、コロナ禍という特殊な状況ということで、昨年までとは違い、滞在時間の短縮の御協力をお願いしている状況となっております。そのため通常の貸出しや親子連れで、じっくり本を読んで帰られる方でも30分から1時間程度の滞在となっております。

昨年までですと、図書館で半日程度ゆっくり本や新聞を読んで帰られる方や、参考資料室で勉強や調べものをされる方、学習室で試験勉強などで学生が長時間滞在しておられました。また図書館裏の屋外コーナーでは、気候がよいときなど風景や花を楽しんで過ごされる方もいらっしゃいました。

コロナ禍の中でも安心して利用できるような対策を行い、図書館で人生の楽しみや生活の資質を高める心豊かな本や、情報と出会いを提供できる環境づくりに努めてまいりたいと考えております。

#### ○森戸委員

よく理解できました。コロナの中では非常に運営も大変だと思いますが、頑張っていただけならなというふうに思います。

以上で終わります。

#### ○中村委員

部活動についてちょっとお聞きしたいんですけども、文科省が2023年以降に部活動の休日に対して、地域の人材に任せていくというそういうニュースが流れたのを見ました。それに対して市としてはどういう計画があるか、もしあればお願いします。

#### ○河本学校教育課長

部活動の今後の在り方に関する文科省からの通知の御質問だと思われまます。

実は、令和2年、本年の9月に文科省のほうから、委員お示しの「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について」という通知が出されたところです。この通知は生徒にとって望ましい部活の在り方を示すとともに、教職員の働き方改革の改善をも示唆する内容となっております。

さらに、特に令和5年度から、休日の部活動の段階的な地域移行を図ること、あと合理的で効果的な部活動の進め方について等が示されております。

本市といたしましても、この通知を参考にしながら、近隣他市、もしくは県内の各市

町との状況も密にしながら、今後この通知に対してのアクション、取組を検討してまいりたいと考えておるところです。

以上でございます。

○中村委員

ちなみに、市としては、この方針どおりに3年後からいくのか、3年後以降に現状の様子を見ながらちょっとずつ進んでいくのか、どちらでしょう。

○河本学校教育課長

現在も各中学校の部活動につきましては、全ての教職員が顧問・副顧問で当たっているんですが、それに加えて地域の方々のボランティアによる御支援をたくさん頂いております。このボランティアの御支援をいかにこううまく適用できるのか、それも含めてやはり今後の状況によって、今の段階で令和5年度から完全に移行するといったような話はまだできない状況にありますので、今後また研究等を深めてまいりたいというふうに考えておるところです。

以上です。

○中村委員

ありがとうございます。まだこれから検討されていくということですが、先ほどありましたように、働き方改革の中でのこのような方針と、それはもう先生目線からだと思うんですけど、子供たち目線からすると、平日は普通の今の学校の先生がやり、休日は地域の方がやるということで、ちょっと困惑するところもあると思うので、指導方法が違ったりとか、だからそういう子供たち目線からもしっかり考えていただいて、取り組んでいただければと思います。先ほども言いましたように子を持つ親としても、そこら辺がちょっと気になっていくところだと思いますので、これからもしっかり注視していきたいと思います。よろしく願いいたします。ありがとうございます。

○河村委員

ちょっと今、部活の話が出たんで、併せて。子供の数が減っていく中で、部活が今減っていきよるわけですが、多様性、今学校そのものが結構あっちに行ったりこっちに行ったりできるようになったんで好きなところに行けるんですが、そうはいいながら極力歩いて行ける近くの学校へという中で、例えば、光井と室積がこうあったときに、今、室積は部活が減っていますので、同じような東部地区の連合体のような部活組織ができないのかという提案を今までしたことがあるんですが、なかなか中体連のその取組の中で難しいというところがあったんですけども、光市全体ならそれはいいのか、東部地区だけだったらまずいのかとか、その辺りのところの制約みたいなものがあるんですか。

○河本学校教育課長

委員御指摘の部活に関する制約ですが、県の中体連のほうの取決め等につきましては、

チームを強くするための合同チーム、これは認められておりません。実際に部員数が足りないという状況があるからこそ、合同チームをつくるのは可という形になっておりますので、これから子供の数は当然減少してまいります。そのときに、今後も県との協議次第になろうかと思うんですが、当然これから将来的に合同チームのことは視野に入れていかないといけないと思っておりますので、その辺りを含めて協議を進めてまいりたいと思っております。

以上です。

#### ○河村委員

今、私が言ったことは、別に強いチームをつくるためじゃなくて、東部地区というのは光井と室積であれば近くで、将来の見込みを立てれば一緒の学校になる可能性も恐らくあるという思いで、特に今室積のほうの人口減少がひどいので、部活が減っていくと、小学生からそういった取組がだんだんこう薄れていくんですよ。

できれば、存続をするというのは、例えば今中学校の体育館でいえば、バレー、バスケットというような格好で、体育館が毎日使えない。そうすると、隣の学校と一緒にすると、ほぼ毎日利用できるような環境ができるので、そっちのほう望ましいというふうに捉えて提案はしたんですが、中体連のほうは難しいという返事じゃったんですよ。

要するに強いチームをつくるというんじゃなくて、市で選抜チームをつくるほうが、どうもみやすいんですね。そうでない地域のそういった連合体は難しいという話じゃったんですが、そんなことはないんですか。

#### ○河本学校教育課長

部活動等に関しましては、子供たちの豊かな成長を間違いなくサポートする取組だとは思いますが、それがいろいろな面が考慮されて、勝利至上主義といったような側面も指摘されている面もございます。

ただ、そういう面があるということも踏まえた上で、地域連合で大会に出ていく、せっかくの練習の成果の場が大会・試合ですので、そちらも確保していきたいと思うんですが、地域連合での大会参加というのは、今現在ではまだ認められていない状況がございます。ただ、これも将来的にはやはり一つの単独学校でたくさんの部を抱えていくことは、難しい状況は間違いありませんので、ここも協議課題の一つとして捉えているところです。

以上です。

#### ○河村委員

要は、中体連の取組の中で、どうも恐らく県体という目標があって、初めてそこでそういうことができないんだろうと思うんですけどね。市内であれば、別に勝利至上主義じゃない、きちっとそういった訓練を楽しみでやろうという人たちの集まりであれば、別に問題ないようなこう気がするんですがね。その中体連の在り方について、ちょっと御検討を頂いたらと思います。

本会議のときに携帯の話がいろいろ出ておりました。タブレットを今度配付しようという中で、山口県では携帯の所持率が93.9%とかというような答弁じゃなかったですかね。ちょっと私の勘違いかも分かりませんが。全国とか山口県がという話もあったんですが、実際光市はどうなのかと。小学生・中学生のパソコン、携帯電話あるいはスマホというようなものの、どのぐらい取得率なのかという調査みたいなのは済んでいますかね。

○河本学校教育課長

現段階で、スマホに関する所持率等については、大まかではあります手元にあります。ただ、携帯を含めゲーム機も全て通信機能を持っていますので、その辺りを含めた調査は行っていない状況がございます。

ちなみに、市内小中学校のスマホの所有率ですが、小学校で約18%、中学校で約59%の所持率と今なっております。総体的に学年が上がるにつれて所持率が高まる、そういう傾向が見られております。

以上であります。

○河村委員

とすると、パソコンでいえば、ほとんどの家庭に皆あるというとらまえ方なんでしょうね。

○河本学校教育課長

そうですね。パソコン、あとゲームも含めると、そういう状況になろうかと思えます。

○河村委員

中でも、要は利用率といいますか、どのぐらい使っているかというところで、3時間とか結構長い時間使っている家庭が多い、子供たちが多いということなんですが、例えばこのタブレットを家に持って帰るかどうかというのが一つの問題点になろうと思うんですが、取扱いについて大きな枠を市で決める、小さなところでは学校で決める、そういう何か段階的な今決め事をしていこうと、年が明けたら実際にこう配って、取扱いについて細目を決めていかにやいけんと思えますので、その辺の準備はできているんですか。

○河本学校教育課長

今御指摘いただきましたタブレット等の取扱いについてのルールに関することですが、本会議等でもお答えしておるかと思えますが、現在光市の中で、HEAT（光市教育先端技術チーム）という先導的に研究を進めていく組織を今立ち上げております。大学の教授、あと民間のプログラマー、教職員のスペシャルな技能を持っている方々を集めたチームですが、そこを中心にしてタブレットの扱い方、ルール、この辺りの大枠を提案しようというふうに考えているところです。

以上です。

○河村委員

それから、私らよく接するのは、公民館の中を出入りする子供について、土日を含めて何十人かのこう子供たちが出入りするんですが、その中で携帯電話は、高校生はもうほとんど皆持っていますが、中学生でもそんなには見受けられないし、小学生に至ってはほとんど皆無です。

ゲーム機も、そういう通信的なネットのそのゲーム機じゃなくて、昔ながらのこうやるようなゲーム機なんで、ちょっとこう私の頭がついていけないところがあるんですが、そういった市内の子供たちについて、調査することがまずいことじゃないとは思いますが、調査をされますか。

○河本学校教育課長

どこまでの調査内容にするかにもよろうかと思いますが、現在、各中学校区、特に学校運営協議会とかコミスクの活動の中で、このネットに関するトラブルや、あとSNSに関するトラブルをどう防いでいくのか、何が子供ができるのか、大人ができるのか、その辺りの話を盛んにされているところもございますので、その内容に即して各中学校区単位でアンケートを取るのとは可能であろうというふうに考えております。

以上です。

○河村委員

ぜひ、1回ほど取っておけば、何年かは有効に使えるんで。そういったところでそういう話が出て、なかなか面倒くさいっちゃうか、大変じゃからその返事をされないのでね。どういう形か、何かの形、全部の学校で全員にということじゃなくてモデルケースでもいいんで、そういった調査をやるのがちょっと大事だなというふうに感じましたので、ぜひお願いをしたいと思います。

それから、ちょっと文化財についてお尋ねをしたいんですが、立野の向山文庫ですが、今その現状と、どういう状況なのかというのをちょっとお知らせ願えますか。

○国広文化・社会教育課長兼人権教育課長

立野の向山文庫ですが、これは光市の指定文化財に今指定をされております。指定年月日は、昭和51年というところでございます。

こちらのほうは、史跡ということでの文化財の指定で、今現在、その土地の上に建物が建っているという状況、その景観を含めても史跡ということにはなったとは思いますが、すけれども、現状の指定は史跡ということで、土地、そこに建物があつたということでの登録になっております。

土地建物とも個人の所有ということでございまして、所有者のほうは、現在神奈川県の方に在住をしております。

台風や水害、そういったところで被害を受ける可能性もございます。そういったとき

には、市の教育委員会からも、その神奈川県のある所有者に対して連絡のほうはすぐできるような連絡体制は取っている状況でございます。

以上です。

#### ○河村委員

昔の土蔵といいますか、蔵なんですけど、最近屋根のほうがちよっと腐ったとか、そういう話を聞いたり、あるいは周りが山ですから、竹なんかがかう庭の中に生えたりこうしているんですけど、そういった保存状況、あるいは将来にわたって、都会におられる方で言えば、費用負担ばかりがかう増えるんで、寄附をしたほうがかえって楽になってよかったりするんじゃないかと思うんですけど、その辺りのところはどんなですか。

#### ○国広文化・社会教育課長兼人権教育課長

建物の寄贈等というお話なんですけれども、今までも台風があつてちよっと瓦が落ちたようなとか、そういったことで神奈川県の方からこちらに電話を頂くようなこともございます。

そういった中の中の話の中からはいくと、所有者の方の意向としては、修復をしたいという希望があるように感じ取れるところがございます。寄附というよりも、所有者の方が修復したいという希望があるというところで、私どもは今感じておるところでございます。

以上です。

#### ○河村委員

そうはいいながら、自分の出自というか、先祖のことじゃから大切にということ、お金を出すことにいとうことがないのかも分かりませんが、建物そのものが、例えば本当のその腐ったり崩壊したりという形になったんでは申し訳ないんで、制度としてそういったものを保存できるような制度なんかはできないもんですか。

#### ○国広文化・社会教育課長兼人権教育課長

土の壁のところの向山文庫なんですけれども、実は、今年の9月に、教育委員会のほうがちよっと間を持ったという形にはなろうかと思うんですけど、ヘリテージマネージャーという地域の歴史文化遺産保全活用推進委員という方がいらっしゃいまして、主な会員のメンバーは、建築士会の建築士さんと建築業者の方が会員というような形の方が、向山文庫の、ちよっと今は壊れているところもあるんですけど、修復をしたいとかいうようなこともあつて、教材ということでこちらのほうの中を見たいというお話がございました。

所有者は、市ではないので、神奈川県在住の方との間を取り持って、中のほうを見させていただいたということをしていただきました。全部の報告書までは、私どもはちよっと見れるところではないのですけれども、向山文庫については、ある程度の修復歴がもう分からないというところがございます。

私どもが見てもちよっと分からないところが、このヘリテージマネージャーさんが見

て分かったところではあるんですが、現代の建築の機具を使って修繕等がされておられる箇所は多々あると。それから釘等も最近の釘なんかも使われているところがあると。こういったところを見ると、やはり昭和40年代、50年代にかなりの修復をされておられるんじゃないかということは、報告書のほうから見てとれますので、ちょっと文化財ということでこれを指定していくというのは、なかなか難しいところがあるんじゃないかというところは感じているところです。

以上です。

#### ○河村委員

文化財は、修繕したりするのは届出が要ったり、それから変な修繕ができないようになってはいるけれども、全くのその放置した状態なんで、それを管理することが難しいんじゃないと思うんですが、そういった新しい修理になっていくと、文化財から解けるといふことがあるわけですか。

#### ○国広文化・社会教育課長兼人権教育課長

向山文庫の建物自体を文化財というふうに今指定をしておりません。史跡ということで、ここに向山文庫があったということでの指定でございますので、建物は何ら今も指定はしていない状況でございます。

以上です。

#### ○河村委員

珍しいというか、史跡としても何らかの格好で修復保存が望まれるんだと思うますし、今の所有者にしても、遠くから帰ってこられて、その維持管理も大変じゃろうと思うんで、その辺りのところを、例えば地元でそういった保存会等ができれば、ある程度のその委任をしていただけるのかどうか。何かこう前に進めるような材料があれば、ぜひちょっと御検討を頂くような取組をしていただくとありがたいんで、お願いをしておきます。答えは要りません。

あと、私、選挙前の議会のときに普賢寺の雪舟の庭の話をしたことがあるんです。それは、経済部で観光的な話で、今、雪舟の生誕600年ちゅう全国的というよりもこの中国管内ですごい取組があるんです。山口のほうでも今の庭を全部修復したりして、結構今雪舟に注目が集まっているわけですが、普賢寺については、今、山門の前が草ぼうぼうで、ひどい状況だったんでちょっと言ったんですが、そしたら今砂利を入れて、何か駐車場にするのか、何か今こうやっておられるようなんですが、何かその取組は聞いちゃってですか。

#### ○国広文化・社会教育課長兼人権教育課長

いや、ちょっと普賢寺さんの状況については聞いておりません。

### ○河村委員

あと、あまりふだん表に出てこんののですが、光井の上の方に、昔、光井家のお城があったという話があって、その下にお寺があって、今光市で言ったら一番古い鰐口じゃったかな、文化財のあるところなんですけど、最近は守りをする人がいないんで、もう建屋が崩れそうになったりしちよるんですね。何らかの方法で残さんにゃいけんような気がするんですが、もう今存在すらほとんどの方が御存じないと思うんですけどね。

全般的にそういった歴史遺産、歴史遺産ちゅうのは、例えば古いものもそうなんですけど、昔の海軍工廠で言えば、もう海軍工廠のときの建物がほとんどなくなったんですね、ほとんどですね。

どういったところがあるのか。昔は武田の中も製鉄の中も昔の建物があったんですけど、もうそれも今はもうなくなった。外についても、もうほとんどのものを皆なくしましたので、何か特徴的なものについては保存が要るんじゃないのかなと、当時のその建築についてですね。

今の光井城は、その昔の古いやつで、あと大和の昔の国光さんという、今は山の中にえらい壁に築かれた家があるんですけど、誰も住んでいない状態なんですね。そういうふうなものも何かこうそういったものが必要なんじゃないのかなと思うので、昔の地方史の中にはいろんなものが残っていると思いますが、改めてまたそういったのをこう一つひもといて、後世に残さんにゃいけんものというものを何か選んで、整理をしていただいたらうれしいなと思うんですが、お願いしてええですかね。

### ○国広文化・社会教育課長兼人権教育課長

いろんなものについて、代が替わっていくということで、やっぱりお金もかかってくし、当然その場所に住んでおられないというところの現状が、いろんなもので発生しているのが現状だと思います。また、そういった自分の所有物に興味がなくなってきたというところも、現状であろうと思います。

向山文庫については、文化センターのほうに寄託を受けた書状、書簡、掛け軸等については、寄贈という形で頂けるものは頂いております。書簡等については、古文書ということで解読等が必要と思いますが、活用の方法は考えていきたいと思っています。

また、先ほどの鰐口とかそういったものも、今後保存・保管、こういった形がいいのかというところは、所有者の方がいらっしゃるところがあるので、やはり御意向を、お伺いしながらやっていかなければいけないところではないかというふうに考えております。

以上です。

### ○河村委員

恐らくやれば、切りがないほどあるんですね。だからぜひ積極的に展開をしていただいて、残さんにゃいけんものは、しっかり調査をして残していただくようお願いをしたいと思います。

以上です。

○仲小路委員

今後、教育につきまして皆様と協力しながら理想的なすばらしい教育を目指したいと思っておりますけれども、今、学習指導要領が新しくなりまして、また教育基本法、また学校教育法等によって、内容を見ますと非常に理想的な人格を磨くとか様々を書いておりまして、ただ、現実にはいろんな犯罪もありますし、また様々な差別あるいは暴力等もありますけれども、そういう意味におきまして、そういう教育基本法等に書かれている内容と今現実のものについて、ある程度かなりのギャップ、乖離があるんじゃないかと思っておりますけれども、その辺について教育委員会としてどういうふうを考えられているかちょっとお聞きしたい。理想が達成されているか、まだ達成されていないかという、そこら辺の教育の指導要領等に記載されている内容が、どの程度達成されているとお考えかをちょっと確認したいと思います。

○河本学校教育課長

教育基本法並びに学習指導要領は、委員おっしゃるとおり、本当理想の姿が描かれているとは思いますが、ただ、それを単なる理想として捉えてしまうと、我々もどうなのかなという気がしますので、あくまでも目標ですよ。そういう子供に育ててほしいという願いを絶えず込めながら、教育は進めていきたいと考えておるところです。

その達成度とかは数字で表せるものでもないとは思いますが、一つ一つの状況によって、状況はまちまちあろうかと思うので、今この場ではちょっとお話、御返答になりませんが、ただ、その基本法なり学習指導要領が目指している方向に沿って教育の充実を図っていきたい、これは我々は強く考えているところですので御理解を頂ければと思います。

以上です。

○仲小路委員

確かに書かれている内容というのが、達成を義務とするものではないというふうにありますから、実際に達成されないということについて法律で決めているわけではありませんが、あくまでも目指すというふうに記載されておりますけれども、これにつきまして、あくまでもそういう目標というものについて、もともと人間ですから様々な要素が絡むわけですが、教育の場で、そういうことはやっぱり限界があるというふうにお考えでしょうか。それとも限界はないというふうにお考えでしょうか。

○伊藤教育長

大変大きな話で、しかも非常に根幹を成す話であろうかというふうに思います。私たちは、子供たちの教育をする上で、やはり最終的に願うのは、その子とその子にふさわしい自らの人生を切り拓いていく力を育てていくこと。それからもう一方で、社会の形成者としての資質能力を育成していくこと。こういうことをいつも念頭に掲げながら教育をしているというふうに考えています。

このたびの、今年度から小学校で、それから来年度から中学校で新しい学習指導要領の全面実施となるわけなんですけれども、そこで言われているのが、今からますます予測が難しい変化の激しい社会になっていく。この中で子供たちが自分らしさを発揮しながら、どれだけ他者と協働しながらいい社会をつくり上げていくかと、そういう力を身につけさせるということが非常に重要だと、これが言われているんですね。

それが今達成されているか、達成されていないかというそれはもう非常に極論でありまして、それをここでお答えすることは非常に難しい。この後、子供たちがどうなっていくか、10年後20年後の姿を、あるいはそれ以上、今は人生100年時代と言われていませうけど。その頃になって豊かな、その豊かなというのは経済的だけじゃなくて、心の持ちようも、そういう人生を送っていくかどうかということを見ていかなければ、その答えは見えてこないというその教育の特性というのはあるわけなんですけれども、そのために私たちは今、日々学校と連携しながら一生懸命やっているわけですが。特に光市において私どもが非常に感謝をしていますのは、保護者や地域の方々の多くの方々の御支援の下で、学校だけではそういう力は絶対につきませんから、学校・家庭・地域の連携の下でそういう教育ができていくという、できていると私は思っているんですけども、それが光市のやはりすばらしさではないかと思えますし、それとともに子供たちの発達にできるだけ即した形で教育をしていくために、小中一貫教育という縦軸と横軸、縦の連携と横の連携を今からもっと充実させながらやろうとしておるところなんですね。

今の私の思いはそういう思いでありますので、また今後ともこの連携・協働を大切にしたい教育というものを掲げながら頑張っていきたいというふうに思っています。お答えになっているかどうか分かりませんが、以上でございます。

#### ○仲小路委員

当然、明確な答えが出るというものではありませんし、こうしていろんな論議をする中で、子供たちのために本当にすばらしい教育ができる、そういう環境をつくりたいというそういう願いがありますので、また今後とも様々な形でお互いに協力し合いながら、最高の教育を目指したいなと思っておりますので、今後ともよろしくお願ひいたします。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休憩・・・・・・・・・・・・・・・・・・

## 2 政策企画部関係分

### (1) 付託事件審査

#### ①議案第75号 令和2年度光市一般会計補正予算（第10号）（政策企画部所管分）

説 明：山岡財政課長 ～別紙

#### 質 疑

##### ○河村委員

大和支所の跡はどういう計画じゃったんですか。どねえなる。

##### ○吉本副市長

大和支所跡地、県道拡幅から残る大和支所の跡地の活用でございますけども、これは現在、建設部のほうで検討を進めておりまして、一定の方向性が出た段階で皆様方にまたお示しをしてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

##### ○河村委員

行政財産なの。そういう意味合いじゃなくて。

##### ○吉本副市長

取付け道路の関係がありますので、現在、建設部のほうで検討しておりまして、現段階では行政財産として建設部のほうが所管しております。

以上でございます。

##### ○河村委員

現段階では、建設部の行政財産なのね。はい、ええです。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

### (2) その他（所管事務調査）

#### 質 疑

##### ○西村委員

皆さん、こんにちは。最近ですと、6月と9月の定例会において、別の議員から、シティプロモーション事業と移住定住に関して質疑と答弁があったということは確認をしたんですけれども、新人議員ゆえに、今後の理解を深めるためにも何点か質問をさせていただきたく思います。

まず、シティプロモーションについてなんですけれども、このコロナ禍で、まちぐるみ結婚式など様々なイベントを中止とする旨が過去の議事録に記載がありました。このようにシティプロモーションを取り巻く状況にもいろいろと変化があるわけですが、その状況の中で工夫して取り組まれていることなどございますでしょうか。

○佐々木企画調整課長兼広報・シティプロモーション推進室長

御質問のシティプロモーションにおける工夫についてお答えをいたします。

コロナ禍において、感染拡大を防ぐために、シティプロモーション活動を進める中においても新たな生活様式に基づいた取組や行動が求められております。

一方で、イベントや行事の中止などによる人々の交流機会の減少は、地域の活気ですとか人間関係の希薄化を招きかねず、市長が一般質問の中でもお答えしましたとおり、プロモーション活動の基本となる、市民のまちへの愛着の醸成にも大きく影響を与えるものと考えております。

こうしたことから、本年度の活動におきましては、物理的な距離を保ちながら心の距離を近づける、離れてつながる仕組みや手法を取り入れて進めておりまして、特にSNSでありますインスタグラムを活用したプロモーションに力を入れているところでございます。本市の魅力ある風景や豊かな自然環境にとどまらず、イベントや人々の集いに制約がある中で、人の温かさやつながりを写し出す画像などに一言メッセージを添えて投稿を続けているところでございます。

以上でございます。

○西村委員

コロナ禍でもいろいろと取り組まれているということで、インスタグラムに投稿しているということでもございましたけれども、ちなみにそのインスタグラムでは大体どれぐらいの閲覧者というか、リーチが出ているのかというのは分かりますか。

○佐々木企画調整課長兼広報・シティプロモーション推進室長

閲覧数につきましては把握ができないものでございますが、フォロワーの数で申し上げますと現在600人を超えておりまして、各投稿に対して多くの「いいね」を頂いている状況でございます。

以上でございます。

○西村委員

600人、意外と多いですね。

ちなみに、そのインスタグラムの運用というのは、コロナ禍で開始したものになりますか。

○佐々木企画調整課長兼広報・シティプロモーション推進室長

今年度始めるという事業でございましたので、コロナ禍において始めた事業となっております。

おります。

○西村委員

分かりました。ありがとうございます。なかなかいろいろな制限がある中、大変かと思えますけれども、引き続きよろしく願いをいたします。

続いて、移住定住のことについて、幾つか質問させていただきたいんですけども、このコロナ禍で、都会から田舎に移住したいという風潮が以前より高まっているというふうに感じられることがあるわけでごさいますて、先日、別の議員も、別の委員会で山口県の移住に関する問合せで約600件ぐらい件数が増えているというふうなデータの紹介もございましたけれども、今年度の現時点における移住の相談件数というのはどれくらいになりますか。

○佐々木企画調整課長兼広報・シティプロモーション推進室長

今年度の移住に関する相談件数につきましては、11月末現在で222件となっております。この件数には、各所管での制度に係る相談であったりとか、企画調整課に設置しております移住相談窓口におけるメールや電話での相談を含めた件数となっております。

また、前年同期における件数が150件でございますので、72件、48%の増加ということになっております。

以上でございます。

○西村委員

増えているというふうなことで、引き続き対応していただければなと思います。

また、これも6月の委員会の議事録だったと思うんですけども、東京での移住相談会というものを毎年行っているというふうな記載があつて、今年度に関しては、それがコロナの影響で中止になったというふうに記載があつたんですけども、それに代わるものとか、このコロナ禍で工夫をして、移住定住に向けた取組、工夫などをされていたら教えていただければと思います。

○佐々木企画調整課長兼広報・シティプロモーション推進室長

議員仰せのとおり、これまでは東京での移住相談会へ年数回参加しており、その中で本市の魅力や住みやすさといったものをアピールしてきたわけでございますが、今年度につきましては、新型コロナウイルスの影響によりまして、出張を伴う相談会への参加は見合わせているところでございます。

こうしましたことから、相談の場をオンラインに切り替えまして、本年5月、それから10月には、周防大島町の団体が主催いたしますオンライン全国移住フェアに出展いたしまして、それぞれ1件ずつではございますけれど、相談を受け付けたところでございます。

以上でございます。

#### ○西村委員

オンライン相談会に参加したということで、1件ずつ問合せがあったというふうなことなんですけれども、これからも来年度以降、コロナが続いていく中で、オンライン相談会自体をやることはすごくいいことだと、進んでいることだと思うんですけれども、それ自体の周知活動とか、利用してもらうために今後どうするのか、考えがあればお聞かせ願いたいと思うんですけれども。

#### ○佐々木企画調整課長兼広報・シティプロモーション推進室長

周知活動につきましては、もちろん主催者であったり、移住の関係の団体であります一般財団法人移住・交流推進機構のホームページでも周知はされておりますけれども、本市におきましても、市のホームページへの掲載やフェイスブックでの投稿による情報発信のほか、以前に相談のあった本市への移住検討者に対して直接メール等で働きかけをするなど、周知を図ってきたところでございます。

また、利用してもらうための工夫につきましては、相談会に参加する多くの方の中から本市のオンラインブースに訪問してもらうために、出展団体に一つずつ割り当てられた情報ページの中に市の情報ですとか写真、それから動画、それからあと移住支援の情報などを分かりやすく掲載して、参加者に本市を知ってもらうためのアピールをしたところでございます。

今後につきましても、こうしたイベント参加者にまずは光市を知ってもらって関心を持ってもらうことが大切であると思っておりますので、例えばイベント内で開催されますトークイベントといった、別のイベントもその中であったりしますので、そういったものに出演するなど工夫を凝らしながら、移住希望者に対して本市の魅力をアピールしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

#### ○西村委員

ありがとうございます。コロナ禍で大変だとは思いますが、いろいろと取組をされているということがよく分かりました。引き続き頑張っていただければなと思います。

本当にこのコロナ禍で、いろんなニュースとか番組でも取り上げられているとおり、都会から移住を希望する方というのが以前に比べ少し増えつつあるように本当に感じているところでございます。そんな今だからこそ、シティプロモーションであったり移住定住の事業に力を入れていただいて、結果として、光市で一緒に暮らしていく仲間が増えていけばいいんじゃないかと思っております。

ですので、ぜひとも、ほかの民間の企業さんであったりとかいろんなお力を借りて、今後も前向きにシティプロモーションなど進めていただければなということをお願いをいたしまして、質問終わります。ありがとうございました。

#### ○河村委員

土地の件でちょっとお尋ねをしたいんですが、以前に病院が所有している土地について

て、病院は自分で持っている土地を売ることについて、あまり得意ではないから市のほうへお願いしたらどうかというような話をしたことがあるんですが、それについてはどういうふうになったか。

それから、ちょうど浅江の吉積自動車の裏に、旧郵政官舎の土地を買って駐車場にしておったんですが、あれはもともと市のお金で買ったように記憶をしておったんですが、その件についても、一応どういう状況なのか、ちょっと教えてください。

#### ○山岡財政課長

委員より、まず病院の所有している土地の売却について、市へお願いしたらどうかという趣旨の御質問、1点頂きました。これにつきましては、現時点では市のほうで売却の依頼は承っておりません。

もう一点、吉積自動車の裏の駐車場、これにつきましては、市が一部補助したのではないかというご趣旨のお尋ねを頂きました。土地につきましては、病院局が起債し購入をしております。それに対し、一部市のほうから繰り出す必要があるという基準になっておりますので、基準の2分の1について市のほうが繰出しを行っております。

以上でございます。

#### ○河村委員

普通の建屋を建てたりとか、要は機械器具を買うとかというなら繰出しして分かるわけですが、当初は何か建替え——建替えちゅうのは、市営住宅の移転のための用地を購入するというような話しであったと記憶をしておるんですが、そういった部分についての繰出しが2分の1あったということで、それは元に戻せるとか、そういう話は全然考えられんのですか。要は、繰出し分、返してくれと。

#### ○山岡財政課長

この繰出しについては、基本的には総務省が定めた基準に基づいて繰り出しておりますので、その基準に対する交付税措置を市のほうは頂いておりますことから、繰り出した部分については、戻していただく必要はないと考えておるところでございます。

#### ○河村委員

交付税そのものがきちっとこれだけという金額じゃないんで、あのときのあれはこうじゃった、ああじゃったと言うたってそんな大したあれじゃないんで、中には病院も市も一緒じゃないかという考え方もあるかも分かりませんが、現実的には今そうじゃないんで、誰の物かというのはきちっと整理をせんにゃいけんじゃろうというて前に提案をしておったんで、ある程度整理がついたかなと思ったんですが、そうじゃあないと。

それから、市道岩狩線のあそこの交差点のところの家、借地の話で、賃貸をしちよるわけですよ、土地を。河川の上へ建った家ですから、それも半分はこれよう理解できるんですけど、要は不法部分について、どうも整理をせんにゃいけんような気がしておったんですが、誰がという問題が整理がついていなかったんでちょっと発言は控えちょ

ったんですが、前の一般質問の中では、一応市が土地を貸してそこに建物を建てたと、こういう話ですから、どねえかして整理をせんといけんと思うんですが、どんなですか。

○山岡財政課長

委員より、三井岩狩市道計画上の河川上に建っている建物の整理の必要性ということの御質問を頂きました。

委員お示しのとおり、この建物については、個人の方が所有しておられる登記済みの建物でありまして、建物敷地につきましては、現有、市有財産ということになっております。

これまでの経緯といたしましては、相手方から住宅敷地としての借受けの申請を受け付けまして、昭和21年から現在まで、有償にて貸し付けているという状況でございます。当時は、本地に隣接し、ほかの建物もあったんですが、それぞれ移り変わられて、現在は今の1世帯のみとなっております。

この建物について、今後の整理ですが、現時点では令和4年3月31日までの貸付けの契約期間がございますので、この期間までは引き続き貸し付けるということになります。

ただ、現状に鑑みると、現在、この土地自体が道路改良該当の土地になっておりまして、その道路改良の進捗状況が現時点で明確になっておりませんので、立ち退き等の要求については、難しいと考えておるところでございます。

このため、道路改良の担当課は建設部が所管になりますので、進捗状況等に鑑みながら、その状況を注視してまいりたいと考えております。

以上であります。

○河村委員

道路の進捗が分からんということの意味がよう理解できんですが、大方済んでいる、今そこの部分を残して。具体的にどういうふうになればその契約を解除する、たしか本会議場では契約は解除できるというような話をされましたので、半分は期待をしておるんです。その進捗がどうなればという具体的な話と、河川の上に家が建っていると私は理解しておったんですが、そうじゃあないの。敷地は何平米あるの、ここ。

○山岡財政課長

貸付け面積につきましては、79.33m<sup>2</sup>でございます。

○委員長

川の上かどうかも。

○山岡財政課長

施設の名目は用排水路となっております。排水路の上に建っているということでございます。

○河村委員

どうなればという、今、進捗のことをもう一回答弁頂きたいなど。用排水路、当初は帳簿上は用水であったというふうに記憶をしておりますが、現実的にも明らかに河川よね。底地は、じゃあ、光市の土地なのね。

○山岡財政課長

底地は光市の土地でございます。

○河村委員

もう一つは、要は道路がどういうふうに進捗すればその契約を解除するのかという話もしてあるんで。

○山岡財政課長

道路の進捗等につきましては、建設部が所管しておりますので、建設部と調整しつつ、その辺りについては協議を進めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○河村委員

これ以上言うてもしょうがないからあれだけど、明らかに外から見れば、あの家がなければきちっとした整理された道路になると、歩道のついた道路になると、こう見受けられますので、急いで調整をしていただくようお願いをしておきます。

それから、もう一つは、島田市の昔の図書館の跡地で、もうかれこれ50年近くなるのかな。どうするのか。未来永劫にわたって、今の現状の、要は管理委託を続けていくのか。その辺はどうですか。

○山岡財政課長

委員より、島田市の駐車場の件の御質問をいただきました。

これについては、委員仰せのとおり、現時点で駐車場として貸し付けておりまして、貸付け団体は島田地区の連合自治会で、管理していただいております。これについて、今後も引き続き貸し付けていくのかという趣旨の御質問だと理解いたしました。

当初、昭和57年時点での貸付けの目的が、商店街振興のための駐車場として地元連合会に貸し付けられたという経緯がございます。現時点で、これを一定の整理をつけてすぐに貸付けをやめるという思いは、現時点ではございません。

ただ、今後については、本来であれば貸付け等の競争入札や売却等ということも検討できますので、その辺りについては、今後整理してまいります。

以上でございます。

○河村委員

商店街振興ということでありましたが、隣接に大きな駐車場を抱えているということと、今の市民ホールの前、図書館なかったっけ、あそこへ。たしかあったよな、あそこへ。あれ、旧図書館の跡。今、何人の人が駐車場を借りておられるか、存じていますか。

○山岡財政課長

令和元年の3月末時点ではございますが、101区画に対して、95台が今貸し付けられておる状況でございます。

以上でございます。

○河村委員

いや、95台ですが、大口がないの。会社で借りているということはないの。

○山岡財政課長

詳細については把握しておりませんが、光中央病院等の職員が借り受けているというお話は聞いております。

以上でございます。

○河村委員

商店街振興のときには、駐車場の係員まで配置して、料金を徴収しておったわけです。だから、当時と比べると、もう月極ですから、あまり手数がかかっているわけではない。今すぐやめって言いよんじゃないんですよ。例えば50年を機に整理をしようかと。要は未来永劫貸すんですかと、こういう話をしたわけですから、その辺りについてはそろそろ目標を持って整理をしていかないと、多くの方がこういうことを知ったときにはどうだというふうなこともつながりかねないんで、ぜひそういった整理をしていただいたらと思います。

それから、たしか毎年7,000万円ぐらい、土地売却を見込んでおったと思いますので、前に一覧表を見せてもらったこともあります。早く整理をしなければいけないものについては、要は今回、評価替えみたいなものもあるんでしょうから、一日も早く売却をする。そういったところへ人が来て、多少なりとも税収につながるようなことになれば、それはそれでありがたいわけですから、そういったことをよろしく願いしたらと思います。

以上です。

○山岡財政課長

先ほど、病院への起債に対する繰出し、2分の1と申し上げましたが、3分の2に訂正しお詫び申し上げます。

○河村委員

3分2じゃったら、余計のこと、うちのお金じゃないか。その辺のところは、ぜひ、

よう交渉してもらおうたらと思います。もともと病院そのものが、繰出金がなかったら赤字体質なんじゃから。その辺りについては、よう話をしてください。

○森戸委員

何点か質問いたしますが、455の自治体でテレワークの実験が始まったということで、これはどういうことかといいますと、新型コロナウイルスの感染拡大を受けて、地方自治体のテレワーク導入に向けて、総務省の関連団体がシステムを開発をしてIDが配布されることになったと。県内では5つの自治体が参加をしているということなんですが、光市はどうなんですかね、その辺のところは。

○藤井情報推進課長

御質問のテレワーク実験についてお答えいたします。

本実験は、マイナンバー制度関連システムの構築や地方公共団体の情報化を支援するために各種事業を行っているJ-LIS、地方公共団体情報システム機構が実施する、自治体テレワーク推進実証実験事業でございます。

本実証事業では、自宅等、庁外の環境の端末から庁内の自席端末へリモートアクセスすることが可能なサービスである、自治体テレワークシステム for LGWANを利用して実施いたします。

本事業については、先ほど委員さん御紹介のとおり、全国では455団体、県内では、本市を含めて5団体が参加している状況です。

以上でございます。

○森戸委員

455団体だと思いますけど、うち県内で5つだと思います。

それと、具体的には、実験に参加をされるんだと思うんですが、今もうやっているんですか。何かやり始めてる、その辺りが。どういうものやるんかも含めて。

○藤井情報推進課長

本市の状況でございますけども、本事業にはもう参加を表明して、12個分の接続に必要となるIDの付与を受けております。

現在、庁内で、実証実験の進め方について、関係部署と協議を進めているところでございます。

以上でございます。

○森戸委員

いつぐらいからその実験を開始されるんですか。

○藤井情報推進課長

協議が整い次第、開始したいと考えております。

○森戸委員

いや、まあ、そりゃそうだと思いますけどね。

自治体でやれるのは非常にいいことだと思うんですけども、半面、中小企業とか、民間のほうはなかなかこれができるようでできないところもありますので、ぜひノウハウを構築をしていただいて、コロナ対策としてどうなるのか、まだ先が見えませんが、実験に取り組んでいただけたらと思います。

それと、行政改革についてお尋ねをしたいと思いますが、ここでよかったですかね、行革はね。

行政改革の点でお尋ねをいたしますが、押印の廃止とか電子申請による行政手続の簡素化とか、その辺に対しては今後取り組むお考えはあるのかなのか、その辺のところからお願いいたします。

○山岡財政課長

委員より、押印廃止の取組についての御質問を頂きました。

押印廃止の取組につきましては、新型コロナウイルス感染症対策によりまして、テレワーク等の推進とデジタル時代に向けた規制・制度見直しの一環として、書面主義、押印原則、対面主義に関する見直しに取り組むことが経済団体等から望まれたことによるものに起因するものであります。

令和2年の10月27日に、県が行政手続における押印等見直し方針を発表して、約2,200種の手続から押印を廃止することとしております。これが示された後に、本市においても、11月2日に全庁的に押印状況の調査を実施し、13日に集計をいたしまして、現在、財政課のほうにて、その押印が国が定めたものなのか、県の条例に基づくものなのか、そういう細かいものを一件一件精査しておるところでございます。

今後は、すぐに廃止できるもの、また条例や規則の改正が必要なもの、国や県など法令等に基づくもの等に細やかに分類して、対応を進めてまいります。市で廃止が困難なものは、関係所管と連携し、廃止等の方向に向け進め、国や県の対応が必要なものは、国等対応をもって廃止に向かうものと考えております。

以上でございます。

○森戸委員

了解しました。本当に必要なのかというのもたくさんあると思いますので、利便性の向上とか庁内の仕事の削減とか、そういうところに向けてぜひ取り組んでいただきたいと思います。

それと、庁内の業務で、民間委託可能なものというものが総務省のほうから示されていると思うんですが、それはどういうものなのか。その辺の業務、どんなものがあるのか、それがお示しできればお願いいたします。

○山岡財政課長

委員より、民間委託できる業務についての総務省通知についての御質問を頂きました。  
令和2年度時点での、総務省からの通達につきましては、具体例の幾つかをご紹介しますと、民間委託可能なものとして、住民異動届や印鑑登録、さらに納税証明書の交付、介護保険関係の届出、これら窓口業務が27業務、またそのほかに公営住宅の滞納家賃の徴収等の徴収業務、上下水道施設の維持管理などの公物管理、そのほか統計調査、この辺りを民間委託が可能ではないかということで総務省が示しております。  
以上であります。

○森戸委員

その通達にあるように、その範囲について、民間委託するお考えはあるのかないのか、その辺のところが分かればお願いします。

○山岡財政課長

民間委託導入についての考えについての御質問頂きました。

民間委託の導入につきましては、一般的にでございますが、経費節減や定員削減、また業務効率化等のメリットがある半面、個人情報保護などのリスク管理や行政職員のノウハウの低下といったデメリットも指摘されておるところでございます。

しかしながら、今後迎える高齢化社会の到来や財政の悪化や硬直化、これらを見据えると、有効かつ効果の高い民間委託については検討していくべきだと考えておるところでございます。

以上でございます。

○森戸委員

ぜひ、よろしく願いいたします。

それと、公共施設マネジメントに関しましては、こちらの政策企画で策定をされたと思いますが、29年に策定をして、市営住宅の廃止とか、一部にまだとどまっているわけなんですけど、様々な各所管が出した案があるんですけども、この計画自体は、私は政策企画が主導して、所管自体にそれを実行させる、その役割を政策企画がならないといけないんじゃないかと思うんですが、その辺のところはどうなのか。この計画に対する進め方、進捗も含めて、どのように考えているのか。責任の在り方、その辺のところはいかがですか。

○山岡財政課長

委員より、公共施設マネジメントの計画に対する責任の在り方についての御質問を頂きました。

確かに、今、委員お示しのように、現在、令和2年度末の見込みで、策定時に比べ約1.7%、約3,539m<sup>2</sup>の縮減を見込んでおりますが、前期目標である令和7年度までの縮減率8%、1万6,000m<sup>2</sup>の削減まではまだまだ乖離が生じておるところでございます。これについては、しっかり担当所管を政策企画部が主導して、指導しながら、引き続き

削減に向けた取組を進めていきたいと考えておるところでございます。

また、個別施設計画等の方向性も示されておりますので、令和2年度末には光市学校施設長寿命化計画もできます。これらの計画等もしっかり反映させながら、数値が実行可能なものとなるように検討するなど、そういう工夫も行いながらマネジメントを進めていきたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

○森戸委員

財源とか人を生み出せるのは、やっぱりこの公共施設の管理計画をどう進めるかにかかっていると思いますので、これだけじゃない、さっきも言いましたように、民間委託できるところの民間委託も含めて取組をよろしく願いをいたします。

以上で終わります。

・・・・・・・・・・・・・・・・休憩・・・・・・・・・・・・・・・・

### 3 市民部関係分

#### (1) 付託事件審査

##### ①議案第 81 号 光市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

説 明：中田市民課長 ～別紙

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

##### ②議案第 75 号 令和 2 年度光市一般会計補正予算（第 10 号）（市民部所管分）

説 明：杉本税務課長 ～別紙

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

##### ③議案第 76 号 令和 2 年度光市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）

説 明：中田市民課長 ～別紙

質 疑

○河村委員

42 ページの職員給与費のところの時間外勤務手当が 100 万円ですかね。ちょっと金額的に多いような気がします、何か理由を一緒に。

○中田市民課長

主な理由としましては、まず人事異動による単価の関係がございます。あと、業務的に申し上げますと、新型コロナウイルス関連で傷病手当金制度や国民健康保険税の減免制度、そうしたものが国の指導の下、創設されまして、それらの法令の整備や事務の打合せ等に時間を要したこと、また中国四国厚生局による事務打合せの実施が今年度に入って決まりまして、その資料作成や書類等のチェックを行ったことなどによるものでございます。

以上でございます。

○河村委員

この間、病院で時間外勤務について、ある意味では不正があったというようなことにつながったわけですが、残業管理はどういう状況なんですか。要は、残業命令が出ていない残業というのは、もうあり得ない。

○中田市民課長

仰せのとおりでございます。

○河村委員

何で病院がああいうふうになったのかよく分かりませんが、適正に事務管理だけは抜かりないようにお願いしたいと思います。

以上です。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

④議案第 78 号 令和 2 年度光市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）

説 明：中田市民課長 ～別紙

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

（2）その他（所管事務調査）

※報告事項

①光市再犯防止推進計画（案）中間報告

説 明：大山人権推進課長 ～別紙

質 疑

○森戸委員

何点か質問したいと思います。再犯防止で一番のポイントは、やはり、12 ページにあるんですかね、再犯した人の無職率が 7 割を超えているということで、この雇用の確保をいかにやるかというところが一番のポイントだと思うんですが、具体的には今ほど

のような体制なのか。例えば、雇うところがないと働けないんですが、その辺のところはハローワークを通じてやるのはもっともなことだと思うんですが、それで現実には本当に決まっていっていないのがこの無職率だろうと思うんです。要は、雇用主を募集するとか、そういう部分についてはどういうふうな取組があるんですか。

○大山人権推進課長

再犯を防止するには、やはり働く場所の確保が大切だということで計画にも掲載しているんですが、雇用主を探していくということの基本としましては、やはり今おっしゃられたハローワークをお願いしているというところもありますし、国の所管になりますけれども、山口保護観察所が協力雇用主を指名し、保護司の方と連携されながら、新しい働き先を探しているという状況でございます。

以上です。

○森戸委員

協力雇用主というのは、市内でどのぐらいあるんですか。

○大山人権推進課長

現在、14社ほどあると聞いております。

○森戸委員

そこで、実際には働かれているという現状があるんでしょうか。

○大山人権推進課長

実際に働いておられるかどうかということはちょっと定かではありません。個人情報もありますので、私のほうには情報は入ってまいりませんが、一応、協力雇用主として登録しておられる事業者は14社と聞いております。

以上です。

○森戸委員

ハローワークを通じてだけというのは非常に厳しいと聞いていますので、具体的な行動が求められるんだろうと思うんですが、その辺のところの策は何かあるんですか。

○大山人権推進課長

具体的な行動と申しますと、今、ハローワークもこの策定委員会の中にメンバーとして入っております、いろいろと意見をお伺いしながら進めておりますが、ハローワークとやはり保護司の方、あるいはハローワークの中でもいろいろと協議をされながら協力雇用主や他の事業者とお話をされながら進めておられるということは聞いておりますけれども、さらに詳しい事業というのは聞いておりません。

以上です。

○森戸委員

分かりました。なかなか再就職が本当に厳しいと切実に聞いておりますので、現状のこの計画の部分だけではなかなか厳しいのかなというのが現実だと思いますので、もう少しもう一步踏み込んだ何らかの対応が必要なのかなと思います。

それと、修学支援に関してなんですが、修学支援は何か市として具体的に計画があるんですか。例えば、再犯された人も含めて学びの場をつくるとか、そういう側面の考えは何かございますか。

○大山人権推進課長

修学支援については、この計画の中では 22 ページから始まっており、23 ページ、24 ページにも記載しておりますが、所管が学校教育課、教育総務課、福祉関係となっておりますので、詳細な内容については分かりかねるところでございます。

以上です。

○森戸委員

最低限、高校の資格を取るとか大検を受けるとか、いろんな方法があるんだろうと思うんですけども、そういうのも含めて、もう少し何か詳しく書かれているといいかなというふうに思いましたので、よろしく願いをいたします。

ひとまず、そのぐらいです。

○委員長

他にございませんか。

なければ、その他、市民部関係分に係る事務について、執行部に質しておきたい件がありましたら、順次、ご発言を願います。

○河村委員

光市のコミュニティ推進計画というのがありますよね。コミュニティ推進計画の行き着く先というか。それは、地域、コミュニティそのものをどういうふうにしたいんでしょうか。

○高橋地域づくり推進課長

コミュニティ推進基本方針に関する御質問だと思いますが、これの行き着くところというのは、一言でいうと「地域自治」ということで、この推進基本方針を定めているところでございます。

以上でございます。

○河村委員

地域自治とは、どういうものを指すんですか。

○高橋地域づくり推進課長

地域自治と申しますのは、地域のことは地域で考えていく、自分たちの地域は自分たちで創るといふ、ちょっと抽象的な言い方にはなるんですが、そういった社会を創っていくことを目標としております。

以上でございます。

○河村委員

市で言えばいろんな担当課がたくさんあるわけですが、地域ではそういったものは一つだと、そういうふうに私は捉えておったんですが、間違いですか。

○高橋地域づくり推進課長

最終的にはそういった形になるかと思うんですが、ここに行くまでの間では、やはり突然システムを変えるというのはなかなか難しいことがあります。目標はそこなんですけれども、そこにたどり着くまでにはいろいろとその間に組織等が関わっていくことですので、いきなり一本にというのはなかなか難しいというふうに考えていますが、最終的にはそういった形を理想ということで、この方針を作っております。

以上でございます。

○河村委員

とすると、例えば3年先なのか、5年先なのか、そういった目標を立ててしっかり計画を推進させるということが大事だと思いますので、よろしく願いしたらと思います。

それから、夢プランというのを地域でいろいろつくっておられますが、あれから進捗状況が見受けられません、夢プランについて。何が原因だと思われませんか。

○高橋地域づくり推進課長

夢プランという言い方よりは、コミュニティプランと言っておるんですけれども、一つは、これを作ることによって何か新しいことをしなければいけないということを思っておられる所もあろうかと思うんですが、実際は、これを作る過程において、先ほど委員がおっしゃいましたように、例えば組織の見直しだとかあるいは行事の整理、いわゆる棚卸しですが、そういった辺りを進めていくためのものとなっているんですが、なかなかその辺り、何か新しいことをしなければいけないのかなとか、この計画によって何か制約を受けるんじゃないかなといった思いが恐らくあるのではないかなと思っております。その辺りにつきましては、今後、地域づくりのほうでも、そうじゃないよと、引き続き地域とお話をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○河村委員

コミュニティプランをつくるときには、県からの助成があつてできた、今までの分に

ついては。じゃなかったかいね。残ったところについては、それぞれ世帯が大きいとい  
いますか、地域が広いということもあって、コミュニティプランをつくることに対する  
費用が随分かかるからできないということじゃないんですか。

#### ○高橋地域づくり推進課長

今、コミュニティプランを作るに当たって、県の補助という話がございました。これ  
は、中山間地域に限ったものでございまして、大きいところには確かに無いというところ  
があります。

費用がかかるという部分については、例えば講師の派遣だとか、あとは印刷とかそう  
いった辺りになろうかと思うんですけれども、実際にプランを作るという辺りは、これ  
は地域の皆さんで作っていただいていると。当然、私どももお手伝いをする形にはなり  
ますが、それ自体に特別な費用がかかることは無いと考えております。

以上でございます。

#### ○河村委員

結構いろんなもんつくったりするときには、紙代であったり、印刷代であったり、そ  
ういった費用がかかるのでなかなか前へ行かないんじゃないかなと。特に、世帯数の多  
いところが残っているということは、そういうふうに私は捉えておるんですが。

そういったところではコミュニティプランをつくらんほうがええんだと、あるいはつ  
くらなくてもいいんだということであればそのまま結構なんですけど、やっぱりつくる  
べきだということであれば、何らかの支援が必要なんじゃないかと思うんですが、いか  
がですか。

#### ○高橋地域づくり推進課長

現時点で、作成に関わる支援、今、できていないところについてはまだ考えていない  
んですけれども、今、御要望頂いたというのがありますので、その辺りにつきましては  
検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

#### ○河村委員

よろしく願いをいたします。

それから、固定資産税の評価替えだと思うんですが、何か変わったことがありましょ  
うか。

#### ○杉本税務課長

現在、令和3年度の評価替えに向けて、令和元年度には本鑑定及び時点修正を実施し、  
本年度については標準宅地の路線価を基に市内の路線価を決定するなどの作業を行って  
おりますが、変わったことという点につきましては、市内の状況を見たとき、地区別に  
大まかな状況ではございますが、浅江、光井、島田地区の多くは上昇傾向、室積、大和

地区は下落傾向にあります。  
以上でございます。

○河村委員

室積地区については、近年、極端に土地の価格が下落しているというふうに見受けられるんですが、なかなか、固定資産税にはね返ってくると思いますか、いきなりはそうはいかないんですけれども、どの程度、不動産鑑定そのものというのは実際の取引価格で出てくるのか。今はもう不動産そのものがたくさん動かないんで、あんまり取引価格でというのは少ないんじゃないかと思うんですが、どの程度下落をしているんでしょうか。

○杉本税務課長

固定資産税の不動産鑑定評価につきましては、原則、取引事例比較法であり、売買取引事例については売り急ぎや買い惜しみなどの個々の事情を除いた、その資産本来の価値を適正に反映した価格となっております。

また、下落修正につきましては、毎年、時点修正を行うことができることとなっておりますので、本市は下方修正を行っております。

以上でございます。

○河村委員

どの程度の下落率かというところを。

○杉本税務課長

下落率につきましては、例えば室積六丁目であれば、対前年度 0.4%です。上昇率につきましては、浅江三丁目が最大で 0.7%、これは地価公示価格を参考にしています。県の地価調査価格では、木園一丁目の辺りが 0.5%上昇しております。一番低いところであれば、大和地区の三輪やまと台で、前年と比較して 1.4%下がっています。

以上でございます。

○河村委員

税務のほうは課税をして徴収することが仕事なんで、不動産価値を上げるのが仕事じゃないんですけど、行政の役割としたら、地域で医療が乏しいあるいは買物に行くのに大変だというようなことでこういった下落につながっているような気がしますので、そんな対応策というのもぜひ検討していただけたらと思います。

以上です。

○森戸委員

ちょっと何点か。

交通安全対策についてお尋ねをしたいと思います。この市民部で聞けるかどうか分か

りませんが、ちょっとお尋ねをしてみます。

10月に上島田地区で、遮断機、警報器がない、いわゆる第4種踏切と言われているところで、女性の親子が亡くなられたという事故がありました。この遮断機とか警報器がない踏切なんですけど、新聞報道等によると、山口県内では149か所あるということで、西日本の管内では最多だということで、今、JRのほうはこういった踏切自体を廃止するというようなことで進めております。

先日もテレビ等であったんですけど、戸田のほうだったと思いますが、そこは今年の11月ぐらいから、地元と市、JRと協議を進めて、結果的にはその踏切自体を廃止したというふうなことになっておりました。ちなみに、1日当たり11人、そこを通行するというものであったんですけど、最終的には合意をして廃止ということに至りました。

この上島田のところも、田んぼに行くような形で通行されるという利用がほとんどだと思っておりますが、今後、こういった踏切の安全対策とか再発防止にどうするんだとかそういう話自体は、どこがどのように今進めていくのか。この戸田の事例では、市と地元とJRで協議をして話合いを進めたということなんですけど、このままにしておくというのは非常に危ないんじゃないかなと思いますので、今後どうされるのかということと、市内にはこれ以外にもこういった踏切はあるのかなのか。恐らくあるんだろうと思うんですけど、その辺の状況も分かればお示しをいただけたらと思います。

#### ○小田生活安全課長

ただいまの御質問ですが、戸田の廃止と同様に、JR西日本主導の下、廃止に向け、地元住民と協議する予定と聞いております。

市内にどのぐらいかというのは、今手元に資料ございませんが、こういった第4種の踏切というのはあるようには記憶しております。

以上です。

#### ○森戸委員

現実に今、地元とJRで話が進められているということだろうと思いますので、その推移を見守っていきたいとは思いますが、こういった危ない箇所、顕在化したといえますか、気をつけて、注視をしていかなければならないという思いでちょっと質問させていただきました。

それと、窓口の対応について、一点だけお尋ねをいたします。

コロナの対応ということなんですけど、窓口を見ると、ビニール等で対応はされておられると思います。あと、席の間隔も取られていてコロナ対策はしておられますが、今後、引越しのシーズンとかも含めて利用が多くなってくると思いますが、今後の対策、何かあればお示しをいただきたいと。ちなみに、いろんな自治体では、銀行とかのように順番を表示したりとかそういった取組がされているんですけど、市として今後何らかの対応を考えているのかどうか、その辺のところ分かれば、お示しをいただけたらと思います。

○中田市民課長

コロナ禍での窓口対応として、今後の引っ越しシーズンに向けてということでの御質問と思います。

市民課の窓口におきましては、様々な手続がありますので、その対策について現在、考えているところですが、現状の対応としましては、来庁者等に対しましては庁舎入り口の手指消毒用のアルコールの設置や、窓口カウンターにおいては、委員仰せのようにビニールシートにより飛沫の飛散防止に努めております。また、ロビーに設置している待合用のソファの間隔を十分取りまして、できるだけ密にならないような対策をしているところであり、これらにつきましては一定の効果はあるものところとしては感じております。

今後の異動シーズン、3月、4月に集中しますが、この混雑時の対応につきましては、まずは現状の対策により一定の効果があると感じておりますので、これは続けていきたいと考えております。それと併せまして、只今、委員からもちょっとお話がありましたが、窓口における受付の順番や待ち時間の見える化による円滑な窓口案内や混雑緩和を目的とした「窓口番号案内システム」の導入についても、現在検討を進めているところでございます。こういった新しい取組も含め、今後も感染防止対策に努めながら、来庁者のスムーズな窓口サービスにもつなげていきたいと考えているところであります。

以上でございます。

○森戸委員

予断を許さない状況になってくるんじゃないかなというふうに思いますので、よろしく願いいたします。大変な職場環境だと思いますので、気をつけて仕事を進めていただけたらと思います。

以上で終わります。

・・・・・・・・・・休憩・・・・・・・・・・

#### 4 総務部・消防担当部関係分

##### (1) 付託事件審査

###### ①議案第 80 号 光市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例

説 明：加川総務課長 ～別紙

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

###### ②議案第 75 号 令和 2 年度光市一般会計補正予算（第 10 号）（総務部・消防担当部所管分）

説 明：加川総務課長 ～別紙

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

##### (2) その他（所管事務調査）

質 疑

###### ○河村委員

本会議で防災無線が聞こえづらいというお話がありました。

今回、防災について大きなセンターをつくらうとこういう中で、そうしたことについても解消をする必要があるんだとこう思うんですが、私は。どういうふうにお考えか、まずそこから。

###### ○小熊防災危機管理課長

今、防災行政無線の聞こえについての御質問で、防災指令拠点の整備に絡めてどういった形かというお尋ねだと思っておりますけれども。

まず、防災行政無線の聞こえに関しましては、これまでも一般質問等でお答え申し上げてきましたとおり、一つの手段で万能なものはないといった視点から、多重化策ということでいろんな手段を構築してきたところでございます。今年度におきましても、防災情報電話通知サービスといった新たなサービスを導入したところではありますけれど

も、今後も当然新たな手段について検討を引き続き進めていきたいというふうに考えております。

防災指令拠点の施設整備に併せてというよりも、これまで引き続き検討してきたところでもありますので、こういった多重化策については今後も検討していくと。

防災指令拠点施設の整備に伴いまして、新たな手段をとるところではありますが、なるべく情報伝達手段、市民の方に、多くの方に伝達できるような形での検討を進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

#### ○河村委員

周南、下松では、FMラジオを使った配信、受信をところやっておられるわけですが、自治会組織をうまく活用するという意味合いでも、FMラジオを活用することが私は望ましいんだらうと、自分の勝手な考えですが。そうすることで、地域の要は伝達の拠点をつくっていくことが地域の啓発活動にもつながるといふふうに思っていますので、今まで以上にそういったFMの発信基地の対策というか費用を含めて、今回の防災センターでの検討の一つにもぜひ加えていただきたいなと思いますので、よろしくお願いをいたします。

それから、今年度はあらゆる行事が中止になってまいりまして、通常ですと防災のほうのいろんな補助金がありますが、今現在では恐らくあまりないんだらうと思うんです。私のところも毎年頂いているものが今回ありませんので。

そういったときに、今、備蓄品については市内の4か所で保管をされているとは思いますが、それぞれのコミセンでも地域の備蓄品は何ぼか置いてあるわけですしね。急用なときに必要だということ。

最近、頻度が増えたのか、えらい備蓄品が高くなって、それまで普通に100食ぐらいは買っていたものが、ちょっと今手が届かないんで。今回、そういった補助金申請が恐らく極端に減るんだらうと思いますので、そういったものへの転用はできんもんですか。

#### ○小熊防災危機管理課長

自主防災組織への補助金というところなんですけれども、これについては要綱を定めておりまして、これに基づいて、それぞれのメニューの限度額をいうのが定められております。資機材の支援のところは年度額の上限が2万円ということになっておりますので、この中で申請をいただくような格好にはなっております。

また、研修啓発であったり、あとは避難訓練というところが、今年度、確かに新型コロナウイルスの関係でなかなかできていない、実施が難しいということで申請件数自体は減っております。申請の内容につきましても資機材の支援を活用されるところが今のところ多いのかなというような状況でございます。

転用に関しましては、冒頭申し上げましたように、これは要綱で限度額を定めておりますので、なかなかそのところでの転用というのは難しいかというふうに考えております。

以上でございます。

○河村委員

要綱があることも存じております。

そういったときに、今回のコロナ対策というのは恐らくそんなにずっと続くわけでもないんで、もし特例というものが定められるものなら、自分で定めたものでしょうから、ぜひそういった利用方法を検討していただけたらと思います。

それから、家庭用の消火器なんですけど、もう 10 年は前に法的な問題があったんじゃないですかね。最近、期限切れだという話が伝わってまいっております、年数が 10 年なら 10 年ということで、期限がもしも切れておるということなら、要は啓発をすることが大事なんで、どういうふうな対策といたしますか、推進方法といたしますか、そういったものを何か考えておられることがあるんですか。

○中原消防担当課長

委員からは、家庭用の消火器の推進方法ということで御質問頂きました。

委員がおっしゃるように、家庭用の消火器については 10 年ということで交換を推進しているところでございますけれども。

例えばナフコであるとかジュンテンドー、こういったところでありますので、そういった消火器を持っていきますと廃棄もしていただけますし、割と安価に購入できますので、できましたらそういったところで購入していただくということで推進しております。

以上でございます。

○河村委員

普通はそういうことなんですけど、要は啓発活動というのは、そういうことをするとき、群集心理といたしますか、みんなでだっと思ったときには、当然なくなったりするようなこともあるんで。どういうふうな、要は消火器を買うことが目的じゃなくて、消火器というのを頭の中に入れることが目的なんで、何かそういう、もしも当初、もう 10 年じゃったですかね、何年前かちょっとよう記憶しちよらんのですが、大量に家庭用消火器というのが普及した時期があったんですが、それがもしも耐用年数を迎えているとしたら、何かそういう注意喚起、啓発を含めて、施策を打つことが大事なんだろうと思いますので、今度検討していただけたらと思います。

それと、職員研修について、このあいだ、病院で、要は労務管理といたしますか、残業の問題で、ああいう形で、まさか公務員でああいうことが起きるとは夢にも思っていなかったんですが。

要は、法令の勉強会みたいなものを、担当部署あるいは入社その年次といったものでやられているとは思いますが、こういうものも一つの例が出たときに、しっかりそういった点について普及させることが大事だろうと思うんですが、何か新しい視点のようなものが検討されていますか。

○久山総務課人材育成・女性活躍推進担当課長

河村委員のほうから、職員の研修、法令のあたりの研修というところの質問を頂きました。

法令に関しての研修ですと、今、ひとづくり財団のほうで専門的な研修をしております、そちらのほうに随時職員を派遣しているようなところでございます。

新しい視点でのというところで、病院の今回労務管理のことを受けて、今時点ではまだ新しい取組というのは考えてはおりませんが、法令に関しましては職員、基本となるところでありますので、今後また検討をしていきたいと思っております。

以上でございます。

○河村委員

要は、自分の仕事の中身について周知をさせることも大事だし、そういった時代背景の中で起こったことについてしっかり認識することが大事だと思いますので、職員の研修計画をつくられるときには、ぜひ御努力をお願いしたいと思います。

以上です。

○森戸委員

何点かちょっとお尋ねをいたしたいと思います。

コロナに関して、働き方といいますか、そういう観点から少し質問させていただきま

す。昨日も、情報推進課のほうで今テレワークの実証実験に参加をしているということのお話がありました。その一つの模索をするということで、非常に大切なことだと思います。

現状の働き方という部分で、職員の市民に対して接するところに関してはビニールシートなりがしっかりしてあったり、玄関でも手を消毒する分もいろんな部署で設置をされているんですが、一步入った中の部分、職員の中ではすごく隣同士で非常に飛ぶところといいますか、そういう近接したところで働かれておられるというような状況が見られますので、その辺については何らかの対応を考えておられるのかどうか。

○加川総務課長

職場の環境のお話でございますが、国がお示しをされております新しい生活様式の実践例、こちらにおきましては、感染防止の3つの基本として、1点目、身体的距離の確保、2点目、マスクの着用、3点目、手洗い、これが掲げられております。

身体的距離の確保につきましては、人との間隔はできるだけ2m、最低1mという形でされております。各職場の職場環境で申しますと、おおむね1mは確保しております。

また、何より勤務時間中職員はマスクの着用、これはもう義務づけておりますので、こうした対策を今講じておりますことから、現状、それ以外の対応についてはやっておらない状況でございます。

以上でございます。

#### ○森戸委員

分かりました。どこまでやれば十分なのかというのは、一つの日安として今言われたんだらうと思いますが、この委員会室も1m離れているとも思えませんし、今後も、最低限、民間事業所等では、そういった中でもアクリル板を設置をしたりされていますので、光市にも感染されたというケースが出ましたので、一層の対策をお願いいたします。

それと、職員研修に関して、先ほどひとつづくり財団等ということでお話があったんですが、コロナのこの状況でそういった研修自体はどのようにされているのか。今後、どうされるのか、オンラインでやったりとか、その辺のところの何か考えがあれば、お示しをいただけたらと思います。今の現状と今後について。

#### ○久山総務課人材育成・女性活躍推進担当課長

コロナ禍での職員研修の在り方についてお答えをさせていただきます。

これまで光市では、国や県の動向に応じまして、職員の感染防止についても随時対応をしてきているところでございます。

これまでの研修に係る経過を申しますと、まず2月28日付で総務部長通知を発出し、感染防止対策として研修は原則として参加しない旨の周知を図ったところでございます。

また、4月6日には、職務上必要不可欠な資格取得等に係る研修を除き原則禁止とするとともに、事前に総務課への協議を行うように通知を行い、さらに5月29日付で東京都や大阪府といった感染拡大地域で実施される研修への参加を控えるよう通知を行ったところでございます。

その後、6月23日以降は、感染状況に落ち着きが見られたことから、県と同様に県内研修への参加を再開するとともに、県外で実施される研修への参加に当たっては、総務課と協議の上、感染防止対策を講じた上で参加するように、これ以降はこの通知を基本とした対応を行い、感染拡大防止を図っております。

また、その後の全国的な感染拡大に伴いまして、11月24日以降現在まで、研修への参加を中止しているところでございます。

光市のこうした指針に基づきまして、これまで山口県ひとつづくり財団が主催する研修への派遣を見送ったものが4課程ありますほか、独自研修におきましても実施を見送ったものが2課程、縮小したものが2課程、見直しを図ったものが3課程ほどございます。

今後のというところなんですけれども、これまでオンラインでの講義、管理職に対しまして人事評価制度評価者研修というのをやっておるんですけれども、こちらにつきまして、本市の人事評価制度に精通した講師が東京在住でありますことから、職員への感染リスク、講師の移動のリスクの軽減のためにズームを活用したオンライン研修を実施をしております。

また、今年度から職員の自己啓発に資するものというところで、eラーニングというものを実施をしております。

今コロナ禍という現状ですので、全庁的にウェブ会議とかそういうものが浸透してき

ておりまして、今後、研修に関しましても引き続きオンラインによる講義等積極的に活用していきたいと考えております。

以上でございます。

#### ○森戸委員

了解いたしました。しっかり対応されているということと、またテレワークの仕方も含めて、かなり仕事の仕方というのが変わってきたなと思いますので、しっかり対応されているということで認識をさせていただきました。

それと、こういったコロナの状況での職員採用の状況、あるところではオンラインを活用した採用とか、どこの部分でやられるのかは分かりませんが、募集自体はどうなっているのか、職員のそういう採用での活動はどういうふうな状況なのか、お示しいただけたらと思います。

#### ○加川総務課長

コロナ禍での職員採用についてでございますが、職員の募集等につきましては、これまでと同様でございますが、ホームページ等で周知をいたして、受験者のほうは郵送または持参、ほぼ郵送が多いんですけども、といった形での申込みとなっております。

また、オンライン等活用した試験というのは今年度やってはおりませんが、試験時の対応といたしまして、まず受験者にはマスクを着用をお願いしております。あわせて、会場に入る前に体温測定とそれから手指の消毒、これを実施しております。試験会場内では換気を実施するとともに、受験者と受験者の距離もしっかり保つとともに、面接時にも面接官と受験者との距離を例年以上に取って、そういった形での感染症予防対策を実施した上で採用試験は実施したところでございます。

以上でございます。

#### ○森戸委員

こういう経済情勢が厳しい中で、応募自体はどうなんですか。多いんですか、少ないんですか、その辺のところ。

#### ○加川総務課長

今年度なんですけども、行政職6名、それから土木職が2名、保健師2名の採用募集を行いました。1次試験の受験者が、行政職が19名、土木職1名、保健師1名という状況でございました。最終的には、行政職3名、それから保健師1名に内定を出したところでございます。

受験につきましては、コロナの影響もあったと思いますが、ここ数年ちょっと減少傾向にありますので、それにコロナの影響がかぶったような感じというふうに理解しております。

以上でございます。

#### ○森戸委員

厳しい折は、逆に人数が募集殺到するのかなと思ったんですけど、そうでもない感じですね。分かりました。

それと、避難訓練等について1点だけ。

この夏に周防地区で避難所の設営訓練があったんですが、その設営訓練にも参加をさせていただいたんですけども、相当暑い中での設営訓練であった。またコロナということでマスクをして様々な設営をしたということで、相当大変だったという認識だったんですが。

そういう時期での設定というのはどうなのかなというふうに単純に思ったんですが、その辺のところの考えがあればお示しをいただけたらと思います。

#### ○小熊防災危機管理課長

まず、お尋ねの訓練なんですけれども、こちらについては新型コロナウイルスの感染症対策を実施した避難所運営ということで関係者の共通理解、これを図って、避難所開設、運営の円滑化、こういったものを目的として、避難所の担当職員それから自主防災組織の方などを対象に8月20日に周防小学校の体育館で開催したものでありまして、内容としては、開設手順、それからレイアウトなんかを実際に行う実地の形、ポイントを解説しながら実際に行っていくというような形式で実施をしたところで、約40名の方が参加をされております。

今回の研修は、今年の7月豪雨時の避難所開設の状況であったり、それから避難所運営の協力をしていただく地域の方のほうからこうした実地の研修をとったような御要望を頂いたことから、猛暑の時期ではありましたが、休憩時間の確保であったり、休憩スペースへの扇風機、飲料水などの用意、それから出入口の扉を全開にするといったような熱中症対策を行った上で、急遽実施をさせていただいたというような経緯がございます。

今後、同様の研修を開催するかどうかについては、当然、新型コロナウイルスの感染症の状況といったようなこともありますけれども、開催をするといったような場合には、議員御指摘の点も含めて適切に開催時期を検討してまいりたいというふうに考えております。

なお、総合防災訓練、市のほうで毎年実施するものがあるんですけども、これは例年、本格的な台風シーズン前ということになります8月下旬のほう、暑い時期に開催しておりますが、こちらのほうは、地域との調整に時間がかかります。また、小学生等の参加を促進するといったことから、どうしてもこういった夏休み中といったところを利用しておりますので、今後も熱中症等に十分留意しながら同時期での開催を検討してまいりたいと、こちらのほうは思っております。

以上でございます。

#### ○森戸委員

コロナの状況の中で、マスクをやって暑い夏にやるというのは初めてのことでしたの

で、相当大変だったなという認識が皆さんにも多分あったんじゃないかと思しますので、ぜひ、ちょっと熱中症の部分の考えると厳しいなというのが素直なところだと思いますので、時期のほうは検討していただけたらなというふうに思います。

それと、公用車について少しお尋ねをいたします。

経済産業省が、2030 代の半ばまでに国内の新車からガソリン車をなくして、全てハイブリットもしくは電気自動車などにするという目標を掲げておるんですが。

現在、公用車どのぐらいあって、その中で電気自動車、ハイブリット等はどのぐらいの数があるのか。電気自動車等の利用状況といいますか稼働状況といいますか、うまくいっているのかどうかも含めて、その辺のところも分かればお示しをいただけたらなと思います。

#### ○加川総務課長

総務課で管理をしております集中管理車で申し上げます。

今、16 台集中管理車を持っておるわけですが、その中でハイブリット車が5台ございます。電気自動車につきましては、集中管理車として過去リースで2台を有しておりましたが、移動範囲が限られてくるというような課題等もございましたことから、現在は所有しておりません。

また、ハイブリット車につきましては、県庁への出張など遠出をするときによく使っておりますので、かなり走行距離も進んでおるような状況でございます。

以上でございます。

#### ○森戸委員

分かりました。遠出をするとき等にうまい具合に使い分けておられるんだなと感じました。電気自動車に関しては、もう既に所有をしていないというようなことでありましたので。

集中管理以外のところでの全体としても聞いてもいいですか。全体どのぐらいあって、さらにその割合的なものが分かれば。総務の範疇じゃなくて各所管の範疇になるかも分からないですが。

#### ○加川総務課長

全体ということで少し所管から聞いた話でございますが、公用車 137 台でございます。このうちハイブリット車が9台、電気自動車については、あいぱ一くに今1台リースがあるというふうに聞いております。

以上でございます。

#### ○森戸委員

今後としてはそういう目標を掲げておられるんですけど、全世界的にそういう流れになっていくんだろうと思うんですが、その辺は何かお考えがあるんですか。

○加川総務課長

集中管理車の話で申し上げますと、集中管理車は当然年数であるとか距離がいった場合は買換えを行うこととなりますけれども、その際には環境性能であるとか燃費性能であるとか、こういったことを踏まえた上でハイブリット車への移行も含めて検討はしております。

今後も、そういった形で検討しながら進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○森戸委員

かなり野心的な目標といいますか、国が掲げている部分は、そう思いますので、我々もどこまでか分かりませんが、温暖化対策も含め気候変動への適用策ですか、そういう意味も込めて求められているんだろうと思いますので、対応のほうよろしく願いをいたします。

以上です。